至り（註）、多くのサイド達は數オトグの首長となり、好機ある場合には數ウルスの首長にさへ成り上つた。

（註）東洋學者は、西部諸ウルスの貴族制を論ずるに當つて、屬々チンギスの子孫を「皇子、ハン、スルタン」と呼び、ベキを「領侯」と呼んでゐる。蒙古の文獻ではチンギスの子孫たるノヤン（ノョン）を「領侯」と呼ぶ習慣になつてゐるので、我々もこれに關係のある用語を用ひたのである。だから、私は我々の蒙古文資料に從つてタイイシ、ジャイイサン等々を「サイド」と呼ぶことにする。

次にはサイド達が自己の權力を自覺し、大侯、ハガン、ジノン及びタイイジに對立する利害の共通性を自覺するに至つたことを知ることが出來る。彼等は自分が大侯等の地位に立ち得ることを知つた。蒙古の史家（サナン・セチェン）は二人のサイドをして次のやうな特徴のある言葉で語らしめてゐる。「何故我々は主君を持つ必要があるのか、我々が自から支配し得るのではないか、よし、この世襲の皇子を殺ろしてやらう。」

オイラート人のサイド達は特別有利な地位にあつた。周知の如く、オイラート人は他の蒙古部族ほどチンギスの「千戶」制度に搦められてゐなかつた。チンギスはこの地方では四つのチュメン（萬戶）をつくつたが、自分の配下にはこれを統治させず、オイラートの首領達はそのまゝ蒙古ハンの家臣となり、萬戶長として必要ある場合に一定數の軍隊を提供すればよく、しかも自らこれを統率し、自己の千戶長をこれに配置したのであつた。その上彼等は「帝室の女婿」（キュルゲン）でもあつた。

十四世紀末と十五世紀初頭には、オイラート人は蒙古帝國時代とは違つた新らしい地域にゐた。彼等は故郷の森林から出てステップに下り、アルタイ山中とこれに接するステップや高原で遊牧を始めてゐた。從つて、彼等の經濟生活は大變化を經驗し、彼等は半ば狩獵半ば遊牧の「森林の」民から今日のステップ放浪の民に轉化した。經濟關係におけるこの變動は、チンギス・ハンが創建した彼等の封建制を强化せざるを得なかつた。十五世紀にはオイラート封建制の首長としてタイイシがあり、その下に二人のチンサンが從屬してゐた（註）。この稱號からも判るやうに、オイラート貴族制はその起原において「東」蒙古人のそれと異るものではなかつた。

（註）オイラート人も東蒙古人と同じやうにバラグン・ガル（右翼）とジュギュン・ガル（左翼）の兩翼に別れてゐて、その首領は各々チンサンであつた。かやうな制度は必ずしも東蒙古人を眞似て生じたものとは言へない。

しかるに、彼等オイラート貴族の地位は遙かに好都合のものであつた。彼等は「帝室の女婿」（キュルゲン）を首長に戴き、領侯たる皇子に支配されることなくして直接ハガンに從屬してゐた（註）。しかも彼等は帝國の內亂や皇子間の封建戰爭の時には他の蒙古部族よりも自衞力に富んだ、「ステッ

ブ」へ出て來たばかりの若い民族を支配してゐたのである。

（註）元時代直後にはハガンの勢力は全く無くなつてをらず、オイラート人もこれを無視することが出來なかつた。

オイラート人のタイイシ達は間もなく蒙古ハンへの從屬を重荷とするやうになつた。蒙古史家サナン・セチェンの證言によれば、蒙古ハンのエルベグが勝手にその家來のバトゥラ Batula をオイラートのチンサンに任命したとき、オイラートのタイイシは憤然としてかう言つてゐる。「主君の儂がまだ生きてゐるのに、ハガンは四つの（チュメンのオイラートの）民を黑骨の輩（minu xaracu）バトゥラに與へをつたわ。」

オイラートのタイイシ達はその諸侯を率ひて、いはば蒙古人の歷史を繰り返へしたのである。彼等は再びチンギス・ハンの道を行かうと努めた。しかし、社會經濟上の諸條件が彼等を驅つて蒙古の諸侯との鬪爭に向はしめたとしても、この同じ諸條件は遂に蒙古人の全部又は大部分を統一する可能性を與へなかつた。彼等はその支持を期待すべき相當强力な社會階級を持つてをらず。ただその諸侯の力をのみ賴みとしてゐたのであるが、この基礎が不安定なことは直ぐに暴露されて來た。オイラートのタイイシはチンギスのハン位に上つて蒙古ハンとなり、支那遠征に勝つことさへも出來たが、一旦占めた地位を固守することが出來なかつた。彼を持ち上げたオイラード封建戰爭の波は忽ち彼を洗ひ去つてしまつた。

「東」蒙古のサイド達も蒙古ハンに對して抗爭を續けた。彼等はハガンの位をこそは狙はなかつたが、私的な利益や獨立だけは求めて已まなかつた。その上、彼等はお互の間でも抗爭し、オイラート人とも戰ひ、皇子＝チンギス・ハン家の者とも鬪爭した。しかも、皇子達はサイドに對立する自分達の利害の共通を理解もせねば自覺もしなかつた。否、反對に、彼等は時としてはハガンと戰ひお互の間にも抗爭を續けた。時には女が劍をとつて起つたことさへある。

興味あることとして强調すべきは、家臣達がその主君に對し一種の隷從否認 désaveu を行つたことである。例へば、或るジノンは、ハガンがその馬飼（キョテチ kö'eci）を捕へたのを不滿として、「『儂はお前（即ち、ハガン）を長上と思はぬ』と斷言した。」cimai-yi axa geǰü üiü sanam bi kemeǰed ama aldaju.

蒙古諸侯相互の戰爭は、各領地內での交換が發達しなかつた結果、各自が他人の物を掠奪する必要があつたことによつて一層促進された。總じて、封建制に特有の狹い區々たる利害關係が常に物事を左右した。この內紛は典型的な封建戰爭であつた。諸侯集會（チグルガン～チュールガン cigülgan ～cülgan）さへも屢々殺傷沙汰で終つてゐる。當時次のやうな諺が出來たのも故なしとしない。

noyan-un üküil cūlgan-du,
noxai-yin üküil xan-du.

（殿様はチュルガンで死に
犬はユルトの棚で死ぬ。）

蒙古帝國が崩壊して出來た西部の數ウルスとは反對に、「本來の」蒙古人においては、この封建諸侯の戰爭がハガン及びタイイジの完全な勝利に終り、封建領主としてのサイドは、オイラート人の大部分においてのみ、蒙古世界の邊境のただ一個所に殘っただけであつた。

總じてヨーロッパ中世の封建戰爭を彷彿たらしめる蒙古の封建戰爭は、根本において諸侯階級の二つの層の間の鬪爭である點にその特徴を持つてゐる。このことは、この鬪爭がチンギス・ハン系の完全な勝利に終つた、十五世紀末及び十六世紀初頭において特にはつきりと見られる。事實、バトゥ・ミョンケ・ダヤン・ハガン Batu-Möngke-Dayan-xagun の敵は誰であつたか、彼は誰と戰を交へたか、我々の資料は、ダヤン・ハンの敵がタイイシ、チンサンその他の蒙古のサイド達であつたことを異口同音に斷言してゐる。これらの者の一部は、當時相當强力で、數オトグの首領であり、從つて、若干のサイド達はタイイジ同樣の强大な領侯に轉化してゐたのである。

永い間の抗爭が、何故、いかなる原因により、チンギス・ハン氏のハガンの勝利に終つたかを說明するのは容易でない。思ふに、ハガン達が、當時は頗る少數であつたタイイジ達の、殊にチャハルの子孫の支持を受け、蒙古ハンの主權の下にゐる方が大侯たるサイドの權力の下に立つよりも都合がいゝサイド達（これは小侯であつたにちがひない）の支持を受けるのに成功したがためであらう。しかし、タイイジにしてもサイドにしても、何等の動搖なくしてハガンに左袒したのではなかつた。平民の一部は、舊主の勝利が諸侯を押へることを望んで、チンギス・ハン家のハガンを支持したらしく、かう推測するには相當の根據がある。

しかし、蒙古ハガンの諸侯に對する勝利の主因は、支那との關係にあると思ふ。十六世紀においては、一方では掠奪のための攻略を、他方では通商を、共に有效に行ふために、單一の中心から行はれる統治と或る程度の秩序が必要とされた。各社會群に屬する蒙古人の福祉は、著しい程度において、支那に對するこの二重の行動に左右されてゐたし、一方支那の方でも蒙古の市場が必要だつたのである。

蒙古ハンはこの富裕な定着民の隣國に對する攻略を他の諸侯＝サイドよりも上手に組織することが出來た。蒙古で階級戰爭が行はれてゐることを知らなかつた支那人は、情勢の變化を覺つた。蒙

古人の來寇は、「偶發的な匪賊的な襲撃と考へるべきではなく、正に計畫的組織的な戰爭である」とせられた。その上、蒙古のハンは、支那人の眼にその地位の後光がさして見えたので、他の諸侯よりも容易に、贈物交換の形ではあるが、明人と通商關係を結ぶことが出來たのである。かやうな「關係」は、これを左右する者の立場を、この場合にはハガンの立場を有利にし、家臣達をハガンの地位に從屬せしめた。ハガンは、或る意味において、支那市場の產物や支那からの分捕品の分配者となつた。

第五節　ハガンとタイイジ

ハガンとチンギス氏との勝利は、ダヤン・ハンの息子や孫達がチュメンやオトグ（ōrci xubiyar-un）を分け合ひ、その領主となつたときに、特に確實なものとなつた。しかし、これは、急速に家臣へ落ちてしまつたサイドに對する勝利を意味したに過ぎず、タイイジはなほ嚴然として名實共に封建領主の地位を失はなかつた。

サイドは既に元朝時代においてもその氏族との關係を失ひ、その多くの者が貴族から出たことは忘れられてゐた。同族の者からは支持されず、眞の力も失つて、彼等はハラリグ xaraligi 即ち、「黑骨たる平民に屬する者」に轉化してしまつた（これに反し、タイイジはチャガーン・ヤスン čagān yasun「白骨」に屬するものであつた）。蒙古のサイドは最初は小侯に、次には官吏＝チュシメルに轉化した。ところが、ハガンやタイイジに征服されなかつたオイラートのサイド達は、依然として封建領主たる地位を失はず、十六世紀の後半からは、その多くがタイイジ及びホン・タイイジの稱號を用ひた。しかし、彼等の勢力が强大なので、何人にも奇異の感を懷かしめなかつたし、オイラートのノヤン等が「黑骨の者」であることを敢へて論議する者もなかつた。

封建化過程はハガンの勝利を以て停止したのではなくただ新らたな傾向をとつただけであつた。蒙古のハガンは、その勝利の後も封建制度を破壞して貴族制度に基く專制帝國の建設を企畫することが出來なかつた。これには何等の前提條件も具はつてゐなかつたのである。蒙古の資料も發生した諸事件に多少の素樸な批判は加へたが、このことははつきりと認めてゐる。

一種の絕對主義への傾向は、ダヤン・ハンとその孫にして繼承者たるボディ・アラグ Bodi-Alag の側近者達に見られる。蒙古の資料が傳へるところによれば、ハチャルの末裔たるホルチン族のオン（王）達やハガン直參の家臣達は、ダヤン・ハンに、その死後はその繼承者に、「右翼」を破壞し、その構成分子たる諸オトグと混合して「左翼」に加へ、これを諸侯に分配す

べし（チャハルの一特別チュメンの領主たるハンには、その大部分を與へる）と提議してゐる。單に右翼を破壞し盡せといふ議論さへも提出された。

ダヤン・ハンはこの提議に對し、我々にはまことに興味ある。次のやうな回答を與へた。「人民はイビリとマンドゥライ兩人の不都合を認めてゐる。もし昔の蒙古ウルス四十チュメン中僅かに殘つてゐる人民の六のチュメンを破壞すれば、儂が萬民の君、ハガンになつたとて、儂にとつて何の益があらうぞ。」しかし、ボディ・アラグ・ハンの時代になされた右翼のチュメンを解散すべしといふ提議については、もつとはつきりしたことが言はれてゐる。右翼のオトグやチュメンの領主達はダヤン・ハンの子たるジノンのバルス・ボラド・サイン・アラグ Bars-Bolad-Sayin-Alagi の子孫達であるから、紛擾なしにはその財產を引渡すまいと、この提案に反對の人々は注意を喚起したのである。「勝てればそれもよからう、しかし、勝てぬのにやれば自滅の外はない。」彼等の言葉でいへばかういふ結論だつた。

かやうな言葉の中には、ハガンに領侯＝タイイジを絶滅する力のないことがはつきりと言ひ現はされてゐる。だから、十六世紀の後半、蒙古ハガンが急速に一チュメンの單なる領主に轉化したとて、驚くに當らない。ハガンの權力、もつと正確に言へば、ハガンの君主主權は、これが蒙古唯一のハンたることを止めるに及んでさらに弱いものとなつた。各地の采領＝チュメンでは、領主やその親族達が自らハガンと稱するに至つた。若干の采領では、昔を眞似て、ハンと並んでジノンが發生した。發生した變動を强調し、「蒙古の」大ハンも他の諸ハンと何等異るところなきを强調するかの如く、ハンを時としては蒙古ハンと呼ばず、チャハルのハンと呼ぶやうにもなつて來た。かうして、蒙古は數個の汗國に分裂し（註）、その首長達が利益と考へ必要ありとしたときにのみ相互間に關係が保たれる有樣となつた。しかし、かやうな蒙古汗國でさへ、いづれも支配者ハンが專制的に統治する帝國ではなかつた。十六世紀末及び十七世紀の諸蒙古汗國は、すべての「蒙古ウルス」と同じやうな封建的結合體であつた。一汗國內の各采領のみが、ともかくも纏りのついた、緊密な結合を保つてゐたに過ぎない。

（註）區別をつけるために、後世の蒙古史書は大ハン直系の子孫をチョリュ・イン・イエケ・ハガン töröi-yin yeke xagan「支配權を有する大ハガン」と呼んでゐる。

かやうな蒙古諸汗國のいづれにおいても、オルドスにおいても、チュメド族の所においても、三人のハンが現はれたハルハ族の所においても、最後にチャハルにおいても、ハン達はその子や孫に采領を分與した。これが傳統となつて、いづれも「黃金の」氏族たるハンの一族が殖えれば殖えるほど、

采領は無限に多くなつて行つた。汗國が形成されると共に、チュメンの概念が消滅し、オトグの概念が進化して來た。

サイドは今や眞の封建諸侯中には加はれず、屢々世襲的のものではあつたにもせよ、單なる役人に急變し、その管理し得るものも少數の所屬民に過ぎなかつた。發展する變動につれて、彼等は次第にノヤンとは呼ばれなくなり、この稱號は殆んど例外なく、眞の封建諸侯たるタイイジ、ホン・タイイジ、ジノン及びハンを意味するものとなつて來た。又、多くの地方では、サイドの最も古い稱號たるタイイシ、ダイイブ、チンサン等も永久に忘れ去られてしまつた。

オイラート人については、事態が異つてゐる。彼等は蒙古のタイイジやハンには征服されなかつた。彼等の間では、以前の封建貴族制度が普通り殘つてゐた。タイイシ、ザイサン等のサイド達は封建領主として彼等を支配してゐた。しかし、オイラート人にも、東蒙古人のそれに似た變動が見られる。蒙古遊牧社會における封建化過程は、情勢が非常に近似してゐるため、到る處へ多かれ少なかれ同じやうに浸透して行つたのである。

オイラート人においても、部族群を基礎とし、蒙古人のそれよりも弱小な領主を戴く、互に殆んと獨立した多くの遊牧采領の形成が見られる。オイラートの强大な諸侯も、普通りの稱號では滿足せず自らホン・タイイジ及びタイイジの稱號を用ひ、その若干は遂にハン又はジノンの尊號を用ふるに至つてゐる。しかし、この稱號は、これを戴く者が全オイラート人最高の君主となつたことを決して意味するものではなかつた。例へば、ハルハ族の所でさうであつたやうに、オイラート人においても同時にかやうなハンが數人も在り得たのである。多くの場合においては、オイラートのジャイイサン達がアイマグやオトグの領主であつた。

蒙古オイラート人の諸侯中誰が蒙古「大」ハンの「權力」を承認し、誰が承認せずして蒙古人から離れて獨立したかを探索するのは無益のことである。ハンやタイイシを戴くオイラート人も獨立の國家とは見ることが出來ない（註）。

（註）因みに强調すべきは、ヨーロッパの東洋學者が頻りに論じてゐる所謂「オイラート同盟」なるものは、事實上嘗つて存在しなかつたといふことである。少くとも、蒙古及びオイラートの諸文獻には一言もこれに觸れたものが見當らぬ。思ふに、オイラート同盟といふ觀念は、「近緣の者」、即ち「同盟者」を意味するオイラド oyirad なる言葉を全く誤つて解釋した結果生じたものであらう。デョルペン・オイラド Dörben Oyirad「四オイラート族」といふ名が存在してゐたといふ事實から、これがオイラート人の同盟であるといふ結論を下すことは全くの間違である。デョルペン・オイラド「四オイラート族」といふ名稱は、他の蒙古諸部族の同じやうな別名、例へば、アルバン・ホヤール・チェメド arban xoyar Tümed「十二チュメド族」、ナイマン・チャハル naiman čaxar「八チャハル」族、デョチン・モンゴル dörčin Mangol「四十蒙古族」等々と全く同じやうにして出來上り、用ひられてゐたのである。この場合の數はオトグ又はチュメンの數を表はしたものであつた。デョルペ

ン・オイラドといふ名稱も同じやうな起源を持ち、「オイラート人の四（チュメン）」を意味してゐる。實際、ラシッド・ア・ヂンの物語によつて我々も知つてゐるやうに、チンギス・ハンの時代にはオイラート人は四チュメン分れてゐたのである。尤も、ラシッド・ア・ヂンは他の多くの場合と同樣この場合にも「千戸」の數としてゐるが、これは「蔔戸」＝チュメンなのである。前にも述べたやうに、ラシッド・ア・ヂンは「千戸」と「蔔戸」を相當頻繁に混同してゐる。ところで、本問題に於ても、ラシッド・ア・ヂンの次のやうな文章から、このことは完全に明らかとなつて來る。即ち、彼はオイラート人についてかう言つてゐるのである、曰く、「彼等のベキであり主君であつたのは、ホトゥガ・ビキである。彼が征服されたとき、オイラートの全軍は彼のものと認められ、彼の欲する者が千戸のベキとなつた。」時が經つにつれて、オトグやチュメンの數が次第に現實と合はなくなつたことを忘れてはならない。オトグやチュメンの數を表はした古い名稱が、誰の目にも明らかに現實と符合しなくなつた時にもなほ用ひられてゐたといふ例は、我々の手元に澤山ある。デョチン・モンゴルといふ名稱を例に取つて見やう。誰でもよく知つてゐるやうに、蒙古の四十チュメンはずつともう昔から存在してゐない、しかるにこの名稱は十七世紀になつても用ひられてゐる。デョルベン・オイラドといふ名稱についても同じことが生じたのである。しかし、たつた一つ相違するのは、オイラート人の數がチンギス時代や元朝時代よりも遙かに多くなつたことである。しかるに、若干の東洋の（新らしい）學者達は、四といふ數をなんとかして得やうとして各種の組み合はせに努めてゐるし、ヨーロッパの學者達は、「四族同盟」へは一體どんな者が入つてゐたかを知らうとしてあせつてゐる。ところが、實際のところ、オイラート人は、東蒙古人と同樣に、封建諸侯の采領を成してゐたチュメンやオトグの各種の部族（ウルス）の混合體であつた。最初、この封建的遊牧結合體は、たゞ一人の領主を持つてゐたらしいが、後にはオイラート人の領主は、十七世紀の東蒙古人と同じやうに一人ではなくなつた。オイラート人が「同盟」を結んでゐたといふ觀念、例へば十七世紀には唯一人の首領を持つてゐたといふ多くの完全に間違つた觀念は、不正確な、誤つた論說に滿ちた、イアキンフ・ビチューリンの有名な著書「オイラート人又はカルムィック人の史的概說」から始まつたものである。直接オイラート人にぶつかつた人の方が、事物の本質をよりよく見てゐることは、注目に値ひする。例へば、一七二二年から二四年へかけてオイラート人の地方にゐた陸軍大尉ウンコフスキーは、「このカルムィック人はボシュトゥハノフ（即ち、ボショクト・ハン）迄は單一の權力下になく、この種族獨特の多くのタイシ達がこの民を支配し、その多くをボシュトゥハンが支配下に置いてゐたのである……」と言つてゐる。

東蒙古人及びオイラート人の蒙古諸侯は、いづれも蒙古民族の各采領（フビ）を支配し、階級や權力を夫々異にした領主であつた。諸侯全體の上には、最高の君主たる大ハンが立つてゐた。諸侯は、その要求が異るのに應じて、或は大ハンの主權を認め、又はこれを拒絶し、他の國家とは半家臣的な關係をさへ結んだ。しかし、このことは何事をも變化させなかつた、けだし、大侯達は大ハンを改めて承認したり、自己に都合のいゝ一又は數多の蒙古若くはオイラートの諸侯と條約を結ぶことが出來たからである。

全蒙古ウルスは十六世紀から十七世紀へかけて、中央の權力が非常に弱い（遂には全く消滅してしまつたとも言ひ得る程になつた）典型的な封建國家を形成した。一人のハンの代りに數人のハンが現はれた。しかし、封建的遊牧的結合體としての「蒙古ウルス」は、地方割據的な自然經濟を基礎として、即ち、商品交換が未發達の、各地方共封鎖的で相當に地方色を濃厚にした狀態で、依然として存續してゐたのである。

勿論、かやうな「結合體」においては、結合的要素よりも拮抗的な要素の方が遙かに多く、これはその發展の別の段階へと急速に轉化する運命を持つてゐた。「六大ウルスに分れてゐるダヤン・ハンの後裔たる諸侯の一族（ハド・ウン ウルグ・ウード xad-un urug-ud）や平民大衆（ハラリグ・ウンイェケ・ウルス xaralig-un yeke ulus）には、支配權力に反抗する多くの事件や行動が見られた。」——と、ハガンの權威を復興しようと企てた最後の蒙古ハンたるレグダン（十七世紀）のことを物語りつゝ、例の蒙古の史家は强調してゐる。

第六節　封建制度

第一款　下層諸階級（アルバツ——隷民、家僕及び奴隷）

中期における封建制度の概觀に移るに當つて、もう一度注意を喚起して置かねばならぬことは、我々の手元にある資料が十七世紀の、即ち、今觀察しつゝある時代の末のものであることである。從つて、封建制度の全貌を思ふほど完全には再現し難い。

中世のフランスには、封建諸關係を特徴づけた *nulle terre sans seigneur*（領主のない土地はない）といふ諺があつた。ところが、（元朝以後の十五世紀末の蒙古でも、xaracu irgen cjen-ügei yakin yabumui（平民は主君なくしてどうしてやつてゆけやうぞ）といはれた。實際、封建時代の蒙古では、一切の平民、非特權階級、ハラチュ xaracu ハラリグ xaralig アラド arad「黑骨、黑人、平民」はすべて主君＝領主（エジェン＝ノヤン ejen-noyan）を持つてゐたのである。蒙古の封建貴族は、その人民を世襲的に領有した點において先づアラド階級と異つてゐる。蒙古の諸侯は、甲又は乙の人民群の世襲的領主（エジェン）であるがゆえに主君（ノヤン）とされたのである。ハンは「大ウルス」の領主であり、大侯はチュメンの領主（チュメン・ヌ エジェン tümen-u ejen）であり、小侯はオトグ＝ホシュンの領主（ホシグン・ヌ エジェン xoshigun-u ejen）であり、最小の領侯はアイルの領主であつた。各領主はその家臣に對し、皇子たるとアラドたるとアラドたるとを問はず、主君＝エジェンである。

主君がいかなる階級の者であらうとも、あらゆる家臣の主君に對する最も大きな義務は、アルバ（ン）alba (n)「奉仕、貢納」であつた。アルバンは蒙古封建社會の紐帶で、中世ヨーロッパの *hominium et fidelitas*（服從と忠誠）に比敵するものである。從つて、家臣は常にアルバッ albatu「奉仕＝貢納の義務ある者、家來」「*vassalus, feodatus*」と呼ばれた。平民のアラドはその領侯のアルバッであるが、領侯自身も、皇子でさへも、そのエジェンたるハガンに對してはアルバッと呼んで差支へな

いのであつた。

これと共に知り得るのは、用語は同じやうに使はれてゐても、主君に對する關係では諸侯のアルバンとアラドのアルバンに非常に大きな相違があつたことである。

先づこの相違は、大侯がハガンをも含む自己の主君をエジェンと呼ぶのは、たゞ尊敬し、習慣上さう言ふに過ぎぬといふ點にある。彼等は決して主君に「所屬した者」ではなく、若い者と同族の長上との關係のやうな關係をハガンとの間に持つてゐるだけである。諸侯にとつては、その主君はたゞ長上＝アハ axa に過ぎぬ。その主君に不滿な領侯は、一定の强力を用ひて、これと抗爭し、その支配を脱し、これから分離して遊牧することが出來る。不平を懷いてゐる諸侯は、最後には、同僚の援助を求め、他の主君の庇護を求めることも出來る。

アラド大衆のアルバツの地位は全くこれと異る。アラドは何よりも先づその領主に「所屬」し、その「隸民」(*servas*)である。領侯は、家畜其他の財產と同樣にこのアルバツを自由にすることが出來た。

蒙古のアラド、即ち、平民は必ずいづれかの領主の所有に屬してゐた。ejen-ügei yakin yabumui「主君なしにどうしてやつて行けやうぞ」である。

アラドがその領主に一身的に從屬してゐたのは、殆んど一切の生產要具が直接的若くは蔽された形において領主の掌中にあつたがためである。さて領主による生產要具の領有の、主要な態樣を觀察することにしやう。

一、土地、遊牧地、遊牧用のヌトゥグ nutuġ は領主の領有管理に屬してゐた。古い帝國時代と同樣に、人民(ウルス)と土地、即ち、人民が遊牧し得る放牧地(ヌトゥグ)は領侯の所有であつた。寡婦となつたハン妃に結婚を申込みながら、ユネ・ボラド王 Üne-Bolad-ong は寓意的にかう言つてゐる、ġal-i cinu sakiju ögsü, nutuġ-i cinu jiġaju ögsü「あなたの竈を守り、あなたの遊牧地を差配しませう。」この短かい言葉は、遊牧民にとつて最も重要なこと、即ち遊牧の差配をする能力のあることを示す點において、意味深いものである。自分の一存で遊牧地を左右し得る者は、遊牧民においては遊牧地(ヌトゥグ)の領主(エジェン)なのである。

かやうな權能を持つてゐるため、領侯はその人民を新らしい土地に移し、これに新らしい遊牧地(ヌトゥグ)を與へ、その或る部分を他の各種の目的に、例へば、狩獵、耕作等々に用ひ、遊牧民の住居地、例へば、冬や夏や其他の季節の屯營地を定めることが出來た。興味あることゝして指摘したいのは、過去も現在も常に「遊牧地、同族用の遊牧地」を意味するヌトゥグ〜ヌトゥク(オイラー

ト方言）nutuġ～nutuq といふ言葉が、オイラート人においては、この外に、ウルス ulus「何人かの采領をなす人民」の代はりに用ひられるやうになつたことである。例へば、Dörböd Köndölöng-Ubashiyin nutuq urui nūji, Abalayin nutuq Ercis ōdo sümēn temeceji nūqsen「デョルベド族のキョンデョリヨン・ウバシのウルス（人民）はイルトゥィシュ河の下流で、アバライのウルスはその上流で、僧院の方に向つて遊牧した。」（ザヤ・パンヂタ、一九頁）、Cecen-xān··yeke nutuġ-ān abci Ili ōdō nübei「チェチェン・ハンはその大（親領）ウルス（ヌトゥグ）を率ひてイリ河上流で遊牧した。」（ザヤ・パンヂタ、三一頁）。

ヨーロッパの文献では、時として、遊牧民、就中、蒙古人は土地、地所には關心を持たぬと斷定されてゐる。勿論、これは完全な間違ひであり、不當な斷定である。今觀察しつゝある時代において、蒙古人がそのヌトゥグ、遊牧地に非常な關心を持つてゐたこと、蒙古諸侯が何よりも先づさうであつたことは、自明のことである。ただ、遊牧民のそのヌトゥグに對する態度が、定着農民のその耕地又は地所に對する態度とは全く異つてゐるに過ぎぬ。遊牧民にとつては、冬や夏やその他の遊牧に必要な廣大なヌトゥグの利用可能性が重大な意義を持つてゐる。從つて、遊牧民は、一定の社會＝經濟單位體（オトグ、アイマグ等）の遊牧する地域たるヌトゥグの意義をよく知つてゐる。だから、ヌトゥグの眞の領主、支配者たる者は、遊牧地や遊牧を差配し得る者、ヌトゥグの變更をさへ爲し得る者であるといふことが、明瞭となつて來る。我々の諸資料も、遊牧用、狩獵用の土地、總じて領主や「首領」側から見て使用價値ある土地たるヌトゥグに大きな關心を寄せてゐる。例へば、ハルハ諸侯の首長は、滿洲皇帝の主權を認めつゝ、belciger usu-bar sayin ġajar ögkü ajiyamu「土地と良い遊牧地と水を與へて下さいませんか」と願つてゐる。蒙古のサイド達が當時のロシア帝國の國境へ走つたのは、行を共にした人民と共に土地を永久に使用し得るといふ希望があつたからである（mönke ejelebüri ġajar）。

若干の場合において、封建蒙古の法律が、勞働を加へたことを理由として土地所有權を認めてゐるのは、意義深いことである。ハルハ法典（ハルハ・ジルム）は、新らたに掘られた井戸又は新らたに修繕を加へた井戸は、これに手を加へた者の所有とし、旅人の疲れた馬にのみ無償で水を與へる義務を課し、他人の領有する水を（故意に汚す等々の行爲により）毀損した者は財產刑（騎馬一頭、仔牡牛一頭）に處してゐる。

二、家畜アラドの所有で、アラドは個人としての牧畜經濟を營むことが出來た。しかし、この所有は相對的のものであつた。むしろ隱蔽された形による領主の所有と呼んだ方がいゝであらう。事

實、領主が財産刑を受けるときには、そのアルバッが代つて家畜で支拂をしなければならなかつた。

次に、アラドはその主君の生活において出費を要するあらゆる重大な場合には、例へば、君主へ貢納するとき、集會へ召集されたとき、遊牧地を變更するとき、その一家に婚禮があるとき等には、通常の租稅や現物稅の外に家畜を差出さねばならなかつたのである。

三、アラドの所有の財産に關する一切の行爲、例へば、子供への財産の分配、外國人（ロシア人及び支那人）との信用取引、佛教僧院への入門、婚姻は、領主の後見監督の下に置かれてゐた。

自己の領主としての「權利」を實現し、特權階級の地位を利用し續けるためには、領主はその隷民を威壓するに足る强力に俟たねばならなかつた。從つて、領主は役人の一團を持つてゐた。これは、ダルガdaruga、ジャサグル jasagul、デムチ demci、シュレンゲ shülengge で、このことについては前に述べて置いた。役人の地位は時には世襲のものもあつたやうであるが、しかもなほ、役人＝チュシメル tüshimel はノヤンと密接に結びつけられ、全くその左右するところとなつてゐた。次に、領主の下には各階級の家僕があつて、明かに、食祿を得て生活をしてゐた。中にも有名なのは、馬飼（キョテチ köteci）と屯營の侍衞（ケシギュチン kesigücin）と使者（エルチ elci）であつた。キョテチはその地位において主君の側近にあり、その腹臣（イナグ inag）となり、屬々大きな役割を演じてゐた。ケシギュチンは領主の宿衞であり、エルチは廷丁の役をも行つた。後に、ノヤンの下には侍從又は侍從武官（キャ kiya）が出來た。

その他、我々の資料が仄めかすところから考へ得ることは、强大な領侯達が時として或る種の軍隊を持つてゐたことである。これは親衞隊又は宿衞軍の如きもので、勇猛な若者（ジャラグス jalagus「青年」、バガトゥル bagatur「勇士」）から選拔された。

最後に、領侯の統率する攻守手段として裁判所（ジャルグ jargu）があり、領侯達はこれを自分自身で指揮し、領侯階級の利益中心に編纂された純然たる「封建的な」法律をこれに運用させた。訟訟において極めて重要な役割を演じた裁判と宣誓（シバガ sixaga）は、chacun doit être jugé par ses pairs「各人は同身分の者により裁かるべし」の原則によつて組織されてゐた。支配者たる領侯の不可侵とアルバッの領侯への隷屬を、法典が極力强調してゐることも明らかである。

アルバッのその主君に對する一身的隷屬は、領主（ノヤン）が自己の意のまゝに隷從する臣下を自由にした點に存する。しかし、領主も、少くとも十七世紀においては、裁判を經ずには何等の罪もないのに臣下の生命を斷つ權利を持つてゐなかつた。アルバッは何より先づその領主に隷屬してゐたから、領主から離れて遊牧する權利を持つてゐなかつた。その領主（エジェン）から離れることは

逃亡と看做され、逃亡者（ボスハグル bosxagul～bosxül）は直ちにその主君の掌中へ連れ戻さるべきであつた。次に、領主はそのアルバッを他人へ譲渡したり贈與したりすることが出來、これが女の隷民である場合には自己の領地内で又は他の領地へ嫁にやることが出來た。アルバッが重罪を犯し、他の領主の利益を害して財産罰をこれへ支拂はねばならぬときには、この領主がそのアルバッの領主の主君である場合でさへも、アルバッは本來の領主（ウグ・トゥノヤン üg-tü noyan）のものたることに變りはなかつたが、アルバッが財産罰又は其他の徴收物を支拂ふことが出來ないと、その領主が代りにこれを以つて支拂はねばならなかつた。或る場合には、領主は財産罰を完濟せずして、自己のアルバッを請戻（蒙古語では、ジョリグ joliğ オイラート方言では、ドリク doliğ）することが出來た。

平民のアルバン alban は、結局その領主との關係上次のものから成つてゐた。(一)家畜及び畜産物の現物稅（アルバン・フビチグル alban xubcigur、シギュシュン sigüsün）、(二)領侯の屯營における賦役、主として燃料（乾糞）等の採取（アルガル・テギュキュ argal tegükü）、(三)領主の軍隊での勤務と卷狩（アヤン・アバ ayan aba）への參加、(四)運輸賦役、即ち、驛傳飛脚と領主の飛脚への食料の給與（ウラガ・シギュシュ ulağa shigüsü）(五)證人（ゲレチ gercci）及び宣誓者（シハガ sixağa）として訴訟への參加がこれである。

アルバッはその領主の意思によつて全部又は一部の租稅賦役を免ぜられることが出來た。極めて稀な場合、平民たるアルバッは領主へのアルバンを免ぜられ、その一身上の隷屬から解放された。租稅賦役を免ぜられた者はダルハド darxad（ダルハン darxan の複數）と呼ばれ、領主への一身上の隷屬から解放された者は、ノヤン・ユゲイ noyan-ügei「領主を持たぬ者」又はアルバ・ユゲイ alba-ügei「アルバンの要なき者」と言はれた。かやうな人々はダイ・ダルハド dai darxad「大ダルハド」とも呼ばれた。ダルハドとダイ・ダルハドの兩語は、區別されないで用ひられたらしい。

十六世紀末には、佛教の僧侶がアルバン其他の賦役を免ぜられた。始め之は當時蒙古人に弘布しつゝあつた黄帽派の僧侶であつたであらう(註)。但し、免稅を受けるのは僧院へ入るのを領主が許可した場合に限られた。佛教の僧侶はアルバン・フブチグル・ユゲイ alban xubcigur ügei「アルバンと租稅を免ぜられた者」（サナン・セチェン、二八六頁）、ノヤド・トゥ・タタルガ・ガビヤ・ユゲイ neyad-tu tatalğa gabiya ügei「領主に貢稅を納めこれに仕へる要のない者」（ハルハ・ジルム、一六頁）となつたのである。なほ、我々の資料は、僧侶が過罪を犯し、戒律を破つたときには、再びアルバッの身分へ落されるといふことを述べてゐる。

（註）この頃以前には、佛教の僧侶が免税されたといふことを聞かない。十六世紀末以前、若干の地方ではその後も、蒙古人の間で弘布してゐたのは所謂紅帽派であつた。

蒙古平民たるハラチュ xaracu、アラドarad、ハラリグ xaralig 即ち非特權階級に屬する者も、直接自己に隷屬し、その自由になる者を持つことが出來た。これは、或はキタド kitad「奴隷」、或はメデル medel 又はメデルチュ medeltü「隷屬者」、又はメデル・キョベギュン medel köbegün「隷屬する子供」、單にキョベギュン köbegün「子供」、メデル・ボゴル medel bogol「隷屬する奴隷」又は單にボゴル～ボール bogol～bol「奴隷」と呼ばれた。アラド、ハラチュたる平民に隷屬する者を、我々の資料は決してアルバッとは呼ばず、若干の場合には、單にウルス ulus「人民」、キュミューン～キュミュン kümün～künün（オイラート方言）「人間」といつてゐる。佛教の僧侶も奴隷を持つことが出來た。

事實、當時の蒙古人におけるアルバッは、その領主と、アルバン、即ち、「奉仕賦役」の鐵鎖たる *hominium et fidelitas*（服從と忠誠）を以つて結びつけられた者であつた。しかるに、アラドの者に隷屬する「人間」は、半奴隷、半奴僕の地位にあつた。蒙古社會における封建諸關係は貴族たる領主（エジェン・ノヤン ejen noyan）のアルバッ＝「隷民」とアラド（ハラチュ）の「隷屬者」＝「人間」とを比較したときに特に明瞭となつて來る。眞のアルバッを持つてゐる者は、領侯であつて、アルバッがその主君とアルバンで結びつけられてゐる反面には、領侯はその隷民に對して各種の義務を負ふてゐた。從つて、我々の資料は、隷屬者一般、例へば、高官又は役人に隷屬する者の如きを、アルバッの語を持つて決して呼んでゐないのである。曰く、yerü noyad albatu köbegün-iyen, daruga anu ulus-iyan, ecige anu köbegün-iyen xulagai kigsen dagudaji gargaxula・「領侯（領主）がそのアルバッ又は隷屬する子供（キョベギュン）の窃盜を云々すれば、役人はその人民のことを、父はその息子達のことを云々・・・」

「隷屬者」中には二つの群を分けることが出來る。その一は眞正の奴隷（キタド kitad ボール bol）で、他は家僕の地位にある者であつた。しかし、遊牧生活の諸條件下にあつたので、兩者の差違は屢々殆んど言ふに足りないものであつた。領侯にもその奴隷（キタド）と「隷屬する」家僕（メデル・ボゴル medel bogol、キョベギュン köbegün 及びゲル・ユン・キュミューン ger-ün kümün）があつた。領侯はそのアルバッの主君（エジェン）であるから、アラドに「隷屬する」者の領主でもあつた。

以上述べたことから次の如く言ふことが出來る。即ち、中世期の蒙古におけるアルバッは、ノヤンに隷屬してゐるにも拘らず、「隷屬者」や奴隷よりはいゝ地位にあつたのである。遊牧生活の諸條件に從ひ、後者も或る程度の財產を自由にし得たが、これが彼等の所有物といふわけではなかつたから、法律的にはこれをどうしたとて責任といふ程のものはなかつた。gegegsen ene medel bogol

xoyar-āca abula gekü yala-tai bui「離婚された女や奴隷から（何物かを）受けるのは不法である。」ハルハ・ジルム、八七頁）。

以上述べたことから又次の結論を下すことも出來る。即ち、中世期蒙古のハラチュ、アラド大衆、平民は、決して質を同じくする衆團ではなく、この中には明らかに數個の階級層が分れてゐたのである。我々の資料も、ハラチュ大衆が階級層に分れてゐたことを明言してゐる。これを引用すれば充分である。

今觀察しつゝある時代の、ノヤン＝領侯に屬せぬ蒙古人は、その物質上及び領侯との關係上の社會的地位に從つて三つの群に分けられてゐた。その第一の、最高の群は、サイン・キュミューン sayin kümün で、直譯すれば「上級の人」である。これは多數の家畜や家僕、時としては奴隷をも所有する富裕で堅實な家族である。ハン及び諸侯の女婿たるタブナン、各位階の役人たるサイド、總じて言へば、ヤムブ・トゥ yambu-tu「高位の人」と呼ばれる一切の者はすべてこの中から出た。前にも述べたやうに、ダヤン・ハンと諸皇子の勝利の後には、東蒙古人の舊諸侯、即ち、チンギス・ハン家の者でない諸侯の非常に多くがこの群の中に入つてゐたのである。ダルハン、即ち租稅賦役を免ぜられた者もこの階級層に屬してゐたらしい。サイン・キュミューンは戰爭其他の場合その領主に奉仕するには他の下層の者よりも有利な地位にあつたから、この階層が一番多くダルハンを出すことを得たのである。

第二の、中間群（ドゥムダ～ドゥンダ・キュミューン dumda～dunda kümün）に屬するのは、役人ではないが（ヤムブ・ユゲイ yambu ügei）、或る程度の財産を持つてゐるハラチュである。戰爭のときには、彼等は充分な武裝をした。かやうなアラドは、リュブチチュ lübčitü「裝甲兵、驃騎兵」、ドゥウルガッ du'ulgatu「裝兜兵」、デゲレイ・ウヤグッ degelei xuyagtu「裝甲兵」であつた。例外の場合を除けば、これは奴隷を持つてゐなかつたらしい。この中からは時として各種の小役人や使者等が出たものと思はれるが、この點正確な資料がない。

最後に、最下層の群には、貧民、全くの平民が屬する。これは、輕蔑されてハラ・キュミューン xara kümün「黑人」、エンギュン・キュミューン eng-iin kümün「普通の人」、マグ（ムー）nagu(mü)「不良の者」、アダク adaq（オイラート方言）「最低の者」と呼ばれた。戰爭のときには、彼等も武裝してゐたが、主として劍や弓矢を以つてするに過ぎなかつた。

我々の全資料、殊にハルハ・ジルム（ハルハ法典）の言ふところを注意すれば、今觀察しつゝある時代の後半期には、蒙古人のアルバッが二つの階級に分れてゐたといふ結論に達することが出來得

る。社會的の地位が高く富裕な第一の階級には、サイン●キュミューン、ヤムブ●トゥ、サイドと呼ばれる者が屬してゐた。勿論、タブナン及びダルハンの多くはこれに屬するものであつた。

この階級は隷屬する「家僕」や奴隷を自由にし得るものであるから、これは「平民」中の小侯と見ることが出來る。事實、昔からザイサン、ダイイブ其他の古いサイド＝領侯が殘つてゐたオイラート人においては、小ザイサン、謂はゞ小領主とも言ふべき者の地位は、例へば、タブナン其他の新らしいサイドの地位と異るところがなかつたのである。他方、其後の蒙古人においては、采領＝ホシュンを得なかつたタイイジの大多數が、「新らしい」サイン●キュミューン、サイドと混合してしまつた。その詳細は後に述べる。

小侯（サイド）と眞のハラチュ階級（エン●ギュン●ハラチュ）の中間にあつたのは、時として「家僕」や奴隷を持つてゐた「中間層」であつた。

最後に、「普通の」ハラチュといふ最下層の階級には、ヤムブ●ユゲイと呼ばれる社會階級の最低（アダク）にある貧民「不良の者」が屬してゐた。

その地位がもつと悪い「家僕」や奴隷は、事實上この階級に屬するものであつた。遊牧生活の諸條件下にある蒙古は、多くの場合、眞の奴隷を知らなかつたらしい。例へば、捕虜の轉化した奴隷があつたにしても、これは次第に「家僕」の地位に移つてしまつた。家僕の狀態がその隷屬する主人の家の如何により種々雜多なものであつたことには、信ずべき根據がある。

アルバッ階級は次のやうな表に示すことが出來る。

一、サイン●キュミューン（階級）

小侯——タブナン——サイド——ダルハン——エルケテン
ドゥンダ●キュミューン——リュブチテン

二、エンギュン●ハラチュ（ムー＝平民階級）

エンギュン●キュミューン——ゲル●ユン●キュミューン——キタド

興味深いことは、犯罪や過誤に對する各種の財產罰を徵收するに際し、犯人がいかなるアルバッ階級に屬するかゞ重視され、その如何によつて財產罰が多くされたり少くされたりしたことである。しかし、このことは貧しい者が輕減されることを意味するものではなく、若干の場合においては、重い財產罰が反つて彼等へ課せられた。例へば、重大任務を帶びた使者に驛傳の利便を提供することを廢した。高官、タブナン、ダルハンには罰三の大家畜の財產罰を課する場合にも、平民（エンギュン●ハラチュ）は全家畜の沒收刑に處せられた。以上のことから、平民（エンギュン●キュミューン）

が人口の大多數を占めてゐたこと、從つて、領侯は嚴罰を設けて驛傳利便の提供を確保する必要があつたことを、推測し得る。

當時の蒙古アルバツの物質的福祉については、十七世紀の始と同世紀の末に關するものではあるが、相當正確な材料がある。そしてこの材料は主として牧畜關係のものである。

我々の資料は、十七世紀の蒙古人が多數の家畜を持つてゐたことを示すと共に、十七世紀末にはアルバツ所有の家畜數がその世紀の初頭よりも稍々減少してゐたことをも示してゐる。例へば、十七世紀の初頭には、鎧一着は駱駝一頭を含む九家畜と、小銃一挺は五家畜と交換されたが、十七世紀の末には鎧一着は、小銃一挺と等しく、成長した馬一頭と交換されるに過ぎなかつた。

十七世紀の始には、鋭利な兇器で傷害すると五罰九の財產刑であつたが、同じ世紀の末には三罰九となつた。しかし、かやうな比較をするには非常な愼重さを必要とする。

氏族が殘つてゐたオイラート人においても、氏族生活が幅をきかせたのは、主として、家族內や家庭內、婚約の締結の際であつて、その社會生活においては、特殊の遊牧采領たるオトグやアイマグが氏族の地位にとつて代はつてゐた(註)。

(註)「オイラート法典」は氏族のことやその生活への影響については一言も言つてない。昔の研究家達はオトグを「氏族」だと思つてゐたから(例へば、エフ・イ・レオントウィチ教授)、各學者それぞれに多くの誤つた結論を下してゐたのである。ロシアの行政制度に定められてゐた「氏族」も概念の混同を促進した。

百戶の制度は既にずつと以前に忘れ去られてゐたらしい。否、オトグとアイマグが十戶に分れる制度さへも、新しい現象と考へることが出來る。實際、「オイラート法典」はこのことについては全く述べてをらず、ガルダンの「勅令」も十戶制を新しい制度と言つてゐる。オトグやアイマグが行政上四十(デョチン döcin) アイルや二十(ホリン xorin) アイルの群團に分れる制度は、これよりも古い。しかし、時が經つにつれ、この區分制も亦無くなつてしまつて、例へば、ハルハ・ジルムはこのことについて全く何も述べてゐない。「オイラート法典」には、一個所、十人の若者(アルバン・キョビューン arban Köbün) 毎に一人の結婚を援助すべき旨を述べたところがある。この場合にも、行政的な區劃が出來てゐたのではあるまい。

或る場合には、氏族制度が社會生活に現はれてゐた。この重要な場合は强調を要する。即ち、オイラート人がホトン xoton をなして遊牧してゐたことである。ホトンとは、殆んど全く近親のみを以つて成るアイル即ち遊牧部落である。オイラート人のホトンは、屢々、その群團の長老(アハ axa)を首長とし、共同で宿營し遊牧する氏族又は近親群であつた。

東蒙古人については正確な報道がないが、彼等においてはたゞアイルによる遊牧法のみが行はれてゐたと考へることが出來る。即ち、ホリヤ xoriya 遊牧法を抛棄し得るやうになつた後の極めて小さい群團による遊牧法のことである。このことは、東蒙古人が氏族制度を忘れたことに全く照應する。しかし、ハルハ・ジルムに一個所「ホトン」について規定したところがあるのを注意しなければならぬ。曰く、ene beye kümün tusaġar ger-tei öber xota-tai bolxula, xota-yin axa-yi nige soyōlan mori-ber baġalaya; n yan-du ni baġa üge!「この孤獨の者（窃盗犯）が……他の家及び他の遊牧部落（ホタ）において發見せられたときには、ホタの長老から成長した馬を收奪する。犯人の領主のためには收奪せぬ。」（ハルハ・ジルム、九頁）普通共同で宿營し遊牧するアイル（これは互に餘り遠く離れてゐない）を蒙古人はホタ xota と呼び、行政關係では一單位體をなしてゐたのである。思ふに、一戸、二戸、三戸のユルトから成る小群や　互に餘り距たらないで散在するユルト部落群を意味するアイルも、全く同じ性質のものであつたのであらう。

家族生活には古代の氏族生活様式の殘滓が澤山殘つてゐた。父の家長權、甥と母方の小父との間の特殊關係、宣誓（シハガ sixaġa）を極端に重要視すること等がこれである。普通りに、花嫁に對しては嫁代が支拂はれてゐた。なほ、氏族共同の防衛（オイラート人）や相互援助を行ふ場合のあつ

たことをも注意しなければならぬ。

父は生前、息子（明らかに妻帶した息子である）にその財産（エムチ～エンチ ömci～önci）を分配し、父の死後、息子達は遺産を均分する。尤も、領主が檢認した遺言がある場合はこの限りでなく、爭があるときには母（紛爭を起してゐる息子達の生みの親たることを要する）が裁決する。蒙古法典は末子（男）の特權について何等規定してゐない、しかし多くの蒙古部族には、末子にそのユルトを遺し寡婦はこれに委囑する慣習が殘つてゐたから、この時代にもこの慣習は保存されてゐたと考へることが出來る。謂はんや、「オイラート法典」が、「父は慣習に從つてその息子達に分前を與へる」と歌つてゐるにおいてをやである。娘は、婚姻持參物の外には、寡婦と同樣何ものも得なかつた。

不斷の戰爭に滿たされたこの時代の前半期においては、殊に一般的文化水準が低かつたので、復讐法が到る處で支配し、親が死ぬと子供や動物を殺ろして一緒に埋葬する慣習がなくなつてゐなかつた。この共同埋葬の慣習が蒙古社會の全階級に行はれてゐたか大侯の場合のみの慣習であつたかは明瞭でない（註）。

（註）西藏の文獻は、蒙古の慣習によれば人が死んだ際にはその妻、召使及び家畜を燒き殺ろすと述べてゐるが、これは

誇大に過ぎると思ふ。蒙古人に寡婦を亡夫と一緒に埋葬する慣習あつたと述べてゐる文獻は、他に全く存在せぬ。むしろ反對に、各階級の者の寡婦が夫の死後生き殘つて活動したといふ證據は非常に多い。西藏の文獻は妻のことではなく、婢のことを述べやうとしたものであらう。

ハガンとタイイジが封建戰爭で最後の勝利を得たとき、蒙古社會の諸階級に混交が起つたとき、平和的產業の安全性を增加し外征を有效に組織し得る半獨立の諸汗國が形成され始めたとき、はじめて目につくほどの變動が起つた。蒙古に佛教が復興し、ヅォンカワの創めた新らしい黃帽派が弘布されたのも、右のやうなモメントに關係を持つてゐる。最初は、僧侶になることが封建制度の重壓を免れる道であつた。しかし、佛教寺院は間もなく自ら大采領となつて來た。

アルバッは領主に一身上隷屬してゐたが、この隷屬を基礎として、蒙古では一種の保護制度が出來上つた。或る采領の者が、他の領主の領地で自己の家畜と共に生活しやうとし、しかも、逃亡者にはなりたくないときには、その領主又はそのアルバッの庇護、保護を求めねばならなかつた（*commendatio, sub commenda*）。蒙古人はこのことをチュシキュtüsikü「庇護、保護を求める」と呼んだ。庇護し保護する者はチュシギュリュグチ tüsigülügci、保護下に走つた者はハブチグル xabcigul、直譯すれば、「或者の掌中にある者」と呼ばれた。

封建法は次の如く要求した。曰く、「被保護者（ハブチグル）は保護下を去るに當つて持參した物を得、保護者（チュシギュリュグチ）は被保護者が受けた物を得る。被保護者が到着した時と退去する時との間に、最初持つて來た家畜が增殖してをれば、その增殖した家畜は折半する。」

他の多くの場合と同樣、この規定中にも、財產を自己の領地から逸出させまいとする領主の意圖が現はれてゐる。

封建の鐵鎖が生活上の一切の現象をしめつけて、重く强く巧みに作り上げられてゐたので、平民のハラチュは領主やその側近の重壓をはね返へすことが出來なかつた。ともかく、我々の資料中このことに觸れたところは一つもない。たゞ、例へば、或るハン妃がその息子の死に際し一緒に埋葬することを命じた場合のやうな、例外的な事情の下では、民衆運動が起つた。蒙古の資料の傳へるところによれば、この時には、「大ウルス（即ち、一切の民衆）に叛亂の兆があり」yeke ulus-a ebderel bolun jabduxuy-a この野蠻な慣習は取り止めとなつた。タイイジの數人もこれには斷乎として反對した。

領主に對する最も普通の且つ最も容易な反抗形式は逃亡、分離遊牧であつた。しかし、勿論、領主も事物の狀態をよく察知して逃亡者に對しては一切の方法をとつたから、これとて常に成功するとは限らなかつた。

第二款　領侯階級

アルバッを領有する蒙古諸侯、即ち、ノヤンは、普通、その采領を世襲し、これをその息子達へ傳へた。蒙古諸侯は生前その息子達にこれを分配し、死後は遺産の大部分を長子へ與へた。古代のやうに、父の本領を末子へ與へる慣習は既に元朝時代にはなくなつてゐた。ともかく、今觀察しつゝある時代には全くこれが見られない。年長者の權利は絶對的のものであつた。アルタン・トブチの傳へるところによれば、オイラート人の捕虜となつてゐた長男が故郷へ歸つたとき前にも述べた末弟のユネ・ボラド王 Üne-Bolad-ong は次のやうに言明した。曰く、「あなたが、長兄のあなたが居なかつたので、私が習慣に反して領有しました。あなたは私の長兄にちがひありません、あなたが領有なさい。」彼はかう言つてその黒い旗を兄に渡した。又、同じアルタン・トブチによれば、ダヤン・ハンの第三子で有名な戰士であつたバルス・ボラド・サイン・アラグ Bars-Bolad-Sayin-Alag は、ダヤン・ハンの子供の中最年長だつたトョリュ・ボラド Törü-Bolad の長男ボディ・アラグ Bodi-Alag の幼年時代に、ハガンの稱號を戴いてゐた。ボディ・タイイジ Bodi-taiji が成年に達したとき、彼はこの伯父に向つて要求し、「あなたは習慣に反し私の幼年時代にハガンとなつてをられた。今は私に拜跪しなさい。もし拜跪しないなら、戰爭を始めますよ」と言つた。

若干の例外の場合には、主君、長老（アハ axa）、一番多くは父自身が、息子の采領を取り上げたり、又はこれを左遷して采領を小さくすることが出來た。次には、他の近緣の領侯とその主君が領主から采領を取り上げたり、皇子達に新らしい采領を與へたりした場合もあつた。

皇子＝チンギス・ハン家の家長として蒙古ハガンは、采領の最高分配者とせられたが、事實は、すべての采領が大侯達のものであつた。蒙古に數人のハンが現はれた時には、各汗國で同じやうな情景が見られた。

蒙古の諸侯は、自己の家族員たる息子達に采領を分配して、自己の地位を强固にしやうと考へてゐた。從つて、至る處に、同一氏族、同一家の者が領地を持つてゐた。しかし、采領の無限の分割制の中で、復興しつゝあるタイイジ達はこれと正反對の主義を採らざるを得なくなつた。最初のうちは采領＝領地の分割がハガンや皇子の地位を强固にしたが、後には、間もなく、この分割がハガンの權力や權威を弱くし、さらに他の「領主的」な諸ハンをも弱くし、終には、與へるべき采領が何もなくなるやうな狀態となつた。チンギス・ハンの一族は非常に多くなり、その全部がオトグやアイマグを采領とするわけには行かなくなつて來た。十七世紀末には、蒙古世界の各地に全く小地主的

なノヤンが現はれて來、遂には、諸侯家の末子の如きは、アルバッらしいアルバッのゐる領地はもう得られなくなつて、一團の「家僕」や普通の遊牧財産（第一に、家畜）を得て滿足するの外はなかつた。そのため、チンギス・ハンの一族の大多數は、アルバッの上層階級にある者、卽ち、タブナン、サイド等の狀態と全く同じものとなつた。蒙古社會には新らしい階級混交が起つた。

昔のサイドを領侯の地位から引き降ろしたタイイジ達は、自らサイドと同樣の地位に落ちてしまつた。この時以來、眞にノヤンと呼ばれるのは、アルバッを持つ領侯のみとなつて、彼等は既にタイイジとは呼ばれなくなつた。けだし、この稱號は、サイドの地位に落ちたチンギス・ハン家の一族といふ全く特殊の群を指稱するやうになつたからである。十七世紀末からは、ノヤン（これは封建領主である）もタイイジ（これは特權のあるサイドである）も全く君主階級のものではなくなつてしまつた。

これと共に、多くのノヤン＝領侯は極めて小さな采領の領主となつてしまつた。例へば、十七世紀の三十年代に、オルドスの首長でバルス・ボラド（彼はオルドス最初のジノンであつた）家の全オルドス諸侯やタイイジを率ひてゐたジノン＝ハガンのリンチン・セチェン Rinčin Secen も、その直接の采領としては僅かに一オトグを持つてゐるに過ぎなかつた。當時の諸事變に參加し、自らも亦

ジノンの家臣であり補佐役の一人でもあつたサナン・セチェンの傳へるところである。最後には、全くアルバッを持たぬノヤンが現はれて來た。しかし、最初はタイイジと區別されてゐた。

同じことはオイラート人においても見られる。彼等においても、諸侯（オイラート方言では、ノヨン noyon）家の一族の多くは、實質上、サイド達、例へばザイサン（オイラート方言ではジャイサンを zayisang と言ふ）やタブナンと異るところのない小侯（バガ baga 又はエチューケン・ノヨド öčüken noyod）になつてゐる。

中世期のヨーロッパで主君の家來として諸侯の義務が參議と補佐 consilium et auxilium の形で表はされてゐたやうに、ハガンを含むその首長（アハ axa）の家臣としての蒙古諸侯の義務はアルバン alban といふ言葉で現はすことが出來る。しかし、前にも述べたやうに、諸侯のアルバンは平民のアルバンとは全く異つたものであつた。蒙古諸侯のアルバンも、實質上、參議と補佐であつた。諸侯は集會においてその主君を補佐し（卽ち、一切の事件を決裁するため集會＝チグルガン čigulgan に出席し）、總じて、司法と行政（ジャサグ jasag）に參與しなければならなかつた。他方、蒙古の諸侯はその主君のため軍務に服し、貢物を獻じ、主君の行ふ各種の企圖に協力せねばならなかつた。昔と同じやうに、拜跪（mörgükü）が臣事の表現法であつた。

第一項　參議の義務 Consilium

諸侯の集會又は議會（チグルガン＼cigulgan＼culgan）を、一定の制度として存在し正規に活動する機關と見ることは出來ない。これは、構成員の極めて不定な集會で、多種多様の場合にその主君を「自發的に」援助しやうと欲する者の議會であつた。ハガンへの隷從が軟弱で、各領侯が地域的に相隔つてゐたため、集會は屢々地方を異にして行はれ、蒙古が多くの半獨立の汗國に分れて後は、地方集會が普通の現象となつた。各個の比較的小さい領侯達が自己の家臣＝領主達の集會を常に開いてゐた。しかし、かやうな集會は、さらに規模の大きな集會を設ける企圖を妨げるものではなく、各汗國の代表者、蒙古世界の各地方の、例へば、ハルハ人やオイラート人の代表者が、即ち、ハルハ諸侯やオイラート諸侯が參集した集會も知られてゐる。

かやうな集會においては、戰爭と平和の諸問題をはじめ一切の共同な事項が議決されたが、單に祭禮や娛樂のために諸侯が集合することもあつた。しかし、集會が最も多く取り上げたのは、數汗國及び大采領を含む廣大な地域の領主間の相互關係に關する組織の問題であつた。そして、かやうな集會の決議は屢々「法令集」又は「法典」の形に纏め上げられ、これは、この集會に形式の如何に拘らず代表者を出した全領侯が遵守すべきものとせられた。勿論、かやうな集會で制定された法律は、明らかに封建色を帶びてゐて、蒙古諸侯は何よりも先づ自己の不可侵性を强固にしやうと努めてをり、今日に傳はる法典は領侯の不可侵性に關する各種の條項に滿されてゐる。

一例を擧げると、領侯自身にとつて、就中、大采領の領主たるハンや有力な諸侯等にとつて非常に必要であつた驛傳制の分野においてさへ、私法的現象と公法的現象の混同といふ形で封建制の原理が鮮やかに現はれてゐた。

蒙古オイラート法典もハルハ・ジルムも殆んど同じやうな情景を畫き出してゐる。

一切の者は例外なしに、「三つの重要な用件」で旅行しつつある使者（エルチelçi）に運輸利便と食糧を供給する義務あることが定められてゐた。ところで、この用件とは何であつたか、敵（ダイスンdayisun）の襲來、要人の病氣（イェケス・ユン・ゲネゲ yekes-iin genege）、二人のノヤンの不和（エブデレルebderel）である。領侯も、ダルハンも、佛教僧侶もこの賦役は免ぜられなかつたが、前にも述べたやうに、運輸利便の提供を怠つたとき、領侯とサイドは財政刑に處せられるだけであるのに、平民は全財産を沒收されるのである。これと共に、ハルハ・ジルムは、他の用件による使者の旅行には自己の家畜（シュリュグ siriig）からは運輸利便を提供する義務が領侯にないことを歌つてゐる。從つて、運輸賦役の重荷は一切アルバッにかかつてゐたのである（註）。自己より高位の諸侯が旅

行するとき、運輸利便と食糧との提供に懈怠があると、領侯も重い財産刑に處せられた。因みに言へば、ハルハ・ジルムは使者＝飛脚（ウラガ・シギュシュ ulaga shigüsü）については非常に詳細な規定を設けてゐるが、蒙古オイラート法典はこの問題については未發達の狀態にある。

（註）ダルハンとラマの多くは運輸賦役を免ぜられてゐたのである。ハルハ・ジルムの特色として興味深いのは、この法典が、「隷屬」民を持つてゐる場合にのみ、運輸賦役（「三用件のもの」を除く）を佛教僧侶に免じてゐることである。ハルハ・ジルム一七頁。

ハガン其他の大侯達はその同族＝家臣の集會のみでは滿足出來なかつたと見えて、たとへ少しでも中央政府に似た機關をつくらうと努めた。昔のチンサン其他の高官、タイイシ等は元朝崩壞の直後いづれも封建領主に變化し、蒙古には政府らしいものが全くなかつた。ハガンが勝利した後、中央では政府機關らしいものを組織しやうとする企圖が見られる。蒙古史家の言葉によれば、十六世紀の後半に、チュメン・ハガン Tümen-xagan が五人の領侯から成る政府（ジャサグ jasag）をつくつてゐる。この五人の中、二人は左翼から三人は右翼から選ばれ、これに國務の一切が委ねられたのである。

蒙古が多くの半獨立の汗國や大侯領に分裂した後には、最高の君主たるハン又は大侯の側近に、各地方共、執政侯が現はれ、普通りにジャサグと呼ばれ、或は他の名稱で呼ばれてゐた。

十七世紀の後半には、全蒙古諸侯が總じて二つの群に分れてゐた。その一は執政侯（ジャサグ・ウン・ノャン jasag-un noyan）、即ち完全に支配權を持つ者であり、その二は支配權の制限された平領侯であつた。例へば、平領侯は、執政侯（ジャサグ）に無屆で、罪ありとする自己の臣下を殺ろすことを得ず、この法規に背くと重い財産刑に處せられるのであつた。

勿論、ハンやジノン等の大侯もジャサクであつた。十六世紀の後半から、執政侯が支配する大采領は遂にホシュン（ホシグン∨ホシューン xoshigun∨x-shün）と呼ばれるに至つた。我々の持つてゐる資料は主としてハルハのそれであるが、ホシュンはその大きさに制限があるわけではないけれども、相當廣大なもので、後世の蒙古のホシュンとは非常に異り、その中には普通數個の「新らしい」オトグやアイマグが入つてゐた。かやうな遊牧采領の領主（ホシグン・ヌ・エジェン xoshigun-u ejen）が、新ホシュンを構成する一乃至數個の舊オトグの領主の子孫たる執政侯（ジャサグ・ウン・ノャン）であつた。その家臣は平領侯（ノャン）とタイイジ（新らしい言葉の意味における者）、オイラート人においてはザイサン zayisang であつた。執政侯自身がこれと同時にもつと大きな封建領主のハンやジノン等に隷屬することもあり得た。同一の汗國又は大侯國内で互に關係を結んでゐた領侯群は、いづれかの舊オトグを領有してゐた同一侯家の近親者から成つてゐた。

司法、裁判の執行及び一切の行政は、當該事件に關係のあるアルバッがジャサグの全役人其他の代行者の經費を一切負擔するといふ仕組みになつてゐた。その外、各種の罪過によりアルバッから取り立てた財產罰の一部は、罰せられた者(ガルガグ∨ガルグー gargagu∨gargū)の領主のものとなり、若干の罰金は全部ジャサクのものとなるか、又は一定地方のジャサク全部が分配するかした(註)。多くの財產罰や罰金は、罰せられた者の領主＝ノヤンの直接收入となつた。その代り、各ノヤンは窃盜犯人其他の搜査逮捕に協力しなければならなかつた。又、ノヤンはノヤン關係の事件では共同宣誓者として法廷に立つ義務があつた。

(註)　この點に氏族制度の殘滓が現はれてゐると考へることが出來る。事實、ノヤンはすべて同族だつたのである。

領侯の不可侵性は、先づ次の點に存在した。即ち、ノヤン＝執政者を目的とする重罪の場合を除き、訴人と相手方が自己の臣下である場合には、彼は自らそのアルバッを審理し、裁判をしたのである。次に、いかなる財產罰も罰金も、そのノヤンの許可なくしてはアルバッから徵收することを得ず、一切の徵收は彼が委託した者(エルチ)の面前で行はれねばならなかつた。これに反する場合には、すべての財產罰が被告人の領主のものとなる(註)。自己の領主の許を逃げ出したアルバッ其他の者は、その領主へ連れ戻さねばならず、何人もこんを隱匿してはならぬ。加之、領侯を含む第三者はいづれも逃亡者の逮捕とその領主への引渡に協力する義務があつた。

(註)　オイラート法典「總じて、何人たるを問はず、財產罰を收受する者は、自ら徵收をしてはならぬ。訴へられた者(罪人)のノヤンへエルチを連れて行き、相當の徵收をなすべきである。家畜の持主(被害者、訴人)が自己の領主よりエルチを得てこれを伴はず專斷的に財產罰の徵收を行つたときには、この財產罰の中から訴人の領主の取得分を分ち、役人及びエルチの食糧を分ち、次いで、財產罰の殘分を窃盜犯人の領主へ引渡す。自己の領主からエルチを得てこれを伴ふも、他の領侯のエルチの立會なくして徵收をしたときには、財產罰は全部取り上げ、これを訴へられた者(罪人)の領主へ引き渡す。」

第二項　補佐の義務 Auxilium

蒙古諸侯は、その位階の如何に拘らず、何よりも先づ軍人であつた。ノヤンといふ稱號も故なきではない。軍人、國防擔當者、戰利品獲得者であるといふ點に、彼等の特殊的な地位の存在理由があつた。從つて、一切の蒙古諸侯は、その主君たるハガンに對する軍務を第一の義務としてゐた。一旦緩急の場合、召喚の命令一下、彼等はその領民、即ちその軍隊の隊長として、武裝をして馳せ參じなければならなかつた。しかし、封建的な隷屬性が薄弱であつたため、軍務の方面でも「參議義務」の方面と同樣の現象が見られた。即ち、軍務は、義務的のものではなくて、自發的のものとなつてゐたのである。ハガン其他の大侯、例へばジノンの家臣、オイラート人ではタイイシとしての諸侯は、自分の氣が向くとき、自己が利益とするとき、又は他にどうしやうも

ないときにだけ、主君の馬前へ馳せ參じた。封建制は諸侯の不斷の轉身を、一陣營から他の陣營への轉身、共同動作の拒絶等々を甚しく促進した。しかし、同時に、時間的にも地域的にも限られてゐたけれども、主君側が强力なときにはかやうな現象が滅殺された。

有名なチュメド族のアルタン・ハンはその主君たる蒙古の「大」ハンに向つて、「この稱號（ハン）を拙者に與へ賜ふならば、拙者は御身の大帝國を守護致しまするでござらう。」と言つた。「我がハンに子孫がないとて、儂はチャハルの子孫ではないか、儂はあくまでやるぞ。」と、或る蒙古領侯は聲明し、その主君の殺害に對し復讐戰を行つた。ところが、古い史詩はオイラートのノヤンを次の如く歌つてゐる。

「美しい銀の兜を
鋲力を覆ふた美しい鎧、フヤクを、
美しい絹の胴着を
色あでやかな馬を
マンガトの子、サイン・セルデンは持つてゐる。
二千の健兒を率ひ、

二千の槍を大地に立て、
二千の馬を揃へた。
——『狩るべき獸やある、
戰ふべき敵やある。』
——かう言つて、切齒し、唾を呑んだ。」

一人はオイラート人で一人は東蒙古人の、共に領侯の友達（アンダ anda）二人が、酒を飮みながら話し合つてゐる。「もし四と四が不和となつて戰を始めるとしたら——さういふ噂があつたではないか——儂等二人の外に、誰が果し合ひ（イレギュル irgül）に出やうぞ。ところで、儂等がその時果し合ひをすることになつたら、お前は儂をどうする。」と、（蒙古人が）たづねた。すると、グイリンチが答へて、「儂は弓の名人ぢや！お前が鎧を着てをらうと、美事射貫いてやるわ。」

時としては、蒙古諸侯が普通持つてゐた掠奪者としての利己的な氣分の外被を貫いて、騎士精神が現はれたことを、蒙古年代紀の所傳によつて見ることが出來る。例へば、或るオイラートの領侯は、二三の人を引渡せといふ要求に答へて、强大なオイラートの君主バトゥル・ホン・タイイジに、「同志を引渡した後、私は何を樂しみに生きてをられませう。」と言ひ放つてゐる。

蒙古諸侯は、軍人、何よりも先づ武將として綽名を持つてゐた。バルス・ボラド・サイン・アラグ Bars-Bolad-Sayin-Alag とは「光輝あるバルス・ボラド」の意で、正しく言へば、人間ではなくて敏捷な鳥の名であり、戰の時には自分の名と身分を名乘つた。彼等の馬も平凡な名ではなくて、美しい名を持つてゐた。蒙古封建制のこの詩的な英雄主義は、蒙古の史詩にも現はれてゐる。

次に、諸侯はその主君を物質上でも援助し、苦難の時其他の場合には家畜、時としては其他の物を献じた。しかるに、我々は蒙古諸侯が家臣としてその主君に貢納したといふことをついぞ聞かない。思ふに、物質上の援助は「自由な」贈物の形となり、屢々象徴的な意味しか持たなかつたのであらう。時として主君がその家臣から家畜や奴隷を奪ひ、これが强奪と見られたやうな場合も存在する。

贈物の返禮、總じて奉仕に對する恩賜といふ形で、主君はその家臣＝領侯へ各種の稱號（チョラ cola）や特權（ダルハ darxa）を與へ、これに印璽（タマガ tamaga）を押捺した證書（ジグフ jigüxu）を添へ、これによつて諸侯＝武將を離さぬやうに努めた。かくして、チンギス・ハン家の者ではなくて、しかもサイドの中に入つてゐる「領侯對等者」ノヤド・ウン・ケブ・チュ・ボルグサン noyad-un keb-tü bolugsan なる者が現はれて來たのである。

又、君主の子供がその兩親の家＝屯營で養育されず、諸侯の家で養育された例が相當に多い。この時代の前半期には殊にこれが頻繁に行はれた。大侯達はその小供を次の二つの事由によつて他家に養はせたのである。(一)家臣と自己及び子孫との關係をこれで一層深いものとしやうと欲したこと (二)君主の屯營はいつでも襲撃の危險に曝されてゐるので、子供をこれから遠い場所で、しかも各地に分散させて育て、幼年時代に殺ろされぬやうにしやうとしたこと、これである。封建君主としてのハガンやタイイジの地位が强固となるにつれ、この風習はたしかに衰微して來た。他方、領侯も强大な諸侯の子供を自分の家で養ふことを、忠實な家臣の一義務と心得てゐた。養親たる地位によつて、家臣が他の者よりも多くの特權を得たといふ場合も、屢々あつた。

第三項　領侯としての佛教僧侶

チンギス・ハン家の勝利が確定し、蒙古が數個の汗國に分裂した十六世紀後半に、西藏から佛教の新らしい一派が蒙古へ入つて來た。これはヅォンカワが開基した所謂黃帽派で、蒙古の社會生活において大きな役割を演ずることゝなつた。世界帝國時代に既に蒙古へ入つてゐた古い佛教は、全然消滅し去つたわけではなかつたが、社會的意義を持たず、少くとも、古代から存在し來つたシャマニズムよりは振はなかつた。

新宗派は進出の第一歩から特殊の狀態にあつた。各地で見られる佛教の古い傳統に從つて、新宗派の布教師達は先づ殆んど專ら蒙古社會の上層階級を、何よりも先づ蒙古の封建貴族を相手にして法を說いた。一方蒙古諸侯も當時は戰爭や外征のみに專念し得る狀態ではなかつた。封建戰爭に勝つて大侯國が諸方に形成された後なので、或る程度生活の安定が出來上つてゐた。次に物質上の生活の改善を促進したのは、支那との通商と南部地方、卽ち、內蒙古への進出とであつた。この內蒙古については十九世紀の支那の文筆家魏源が次のやうに述べてゐる。「內蒙古に通ずる道は通商に適し、草と水が潤澤である。」しかし、既に何人も古いシャマニズムや古い佛教に滿足しなかつた。しかるに、佛教の新宗派はさらに高度の文化と華麗な宗儀を齎らした。その布教師は同時に讀み書きの師（バクシ bagshi）でもあり、醫師（エムチ emchi）でもあつて、古來のラマやシャマンが與へたものは全部與へることが出來たのみならず、多くの點においてはこれよりも卓越してゐた。一方では、彼等は文化的な風習を將來して流血の犧牲奉獻や野蠻な習慣に反對し、文字の發達に力を添へると共に、他方では、「奇蹟」を行ひ、古來の守神（オングド onggud）を鎭定し、前代未聞の祭祀や行列を見せ、あらゆる「加持祈禱」を行ひ、ノヤンは前世の善行によつて君主に生れたのだと說いた(註)。

(註)　佛教の僧侶は、ノヤンを神性の者（テングリ tengri）で、天人の生れ代はりだと說いた。卽ち、彼等はノヤンをテングリ（テンゲル）・ノヤン tengri (tenggel) noyan「天人ノヤン」と尊崇してインドの風習を持ち込んだのである。又一方では、前世で善行を積んだ人間が佛教の僧侶になり得るのだとも說いた。この「善人」達に深い關係が生じたのも當然である。

蒙古諸侯はこの新宗派に改宗し、その布教師を保護し始め、次いで、僧侶の使嗾によつて、その領民に向つて、各種の免稅や特權を種に寺院へ入ることを奬勵した（僧侶は賦役等を免せられたのである）。間もなく蒙古には佛教の寺院が出來、蒙古人からラマや教主も現はれて來た。領侯たる貴族から僧侶になる者も多かつた。西藏の法王は稱號を賦與する役を受持つことゝなり、注目すべきことには、その地位が殆んど獨立の君主となつた者へはハンの稱號をさへ惜まなかつた。

さて、蒙古の諸侯は佛教の教主や僧侶に對する好意を如何にして他の者よりも良く表現することが出來たのであらうか。勿論、自分が自由にし得る特權（ダルハ darxa）や贈答品（エグリゲ öglige）の奉納によつたのである。領侯達は佛教の僧侶へ自己の主要な財產たる家畜や奴隷を贈呈し始めた。佛教の僧侶はその宗門を繼ぐ弟子や下僕（キョテョチ kötöči）を必要としたから、かやうなことが簡單且つ容易に行はれたのであるし、一方から見ると、教主中の或る者は領侯たる貴族の出身でもあつたのである。ところで、佛教の僧侶は受けた財產を傳へるべき子供を儲けることが出來ぬの

ではないか。この問題に對しては、黄帽派の佛教は明確な返答をする。傑出した教主は全然消えてしまふのではない、彼の死は何ものをも意味しない、彼は轉生者（フビルガン xubilġan）であるから、直ぐに生れ代つて世に出て來、財産や舊い權利は、當然この新らしく生れ代つた者へ移轉される、といふのである。加之、適法に組織された不變の體制たる寺院があつた、これは法人として死滅し得ぬものである。

蒙古諸侯はそのアルバツやボゴルを佛教の僧侶へ弟子（シャビ shabi）や下僕に贈り始めた。かやうな奉納が盛んとなつて來ると、ラマの弟子（シャビ）と下僕には何等の差もないことが、明らかとなつて來た。

シャビも下僕も佛教僧侶の眞正の隸民（アルバツ）に轉化してしまつたが、彼等は今日に至る迄シャビといふ虚名で呼ばれてゐる。

フビルガンも寺院も、かくして、領侯の地位にあつた。そして、その隸民は俗人の諸侯のそれと同樣の制度の下に置かれてゐた。彼等もオトグやアイマグに分れ、役人を持つてゐた。彼等は寺院又はフビルガンの會計機關（蒙古人では、サン sang、オイラート人では、シャン shang である）の管理するところであつた。封建君主達は教主やラマを喜んでその家臣又はその對等者として承認した。この教權領侯は僧侶であつて軍人ではなかつたから、彼等君主達はこれに就て何等懸念せず、殊に寺院が多數の領民を支配するやうになつてからは、教主達と同盟するのが有利であることをよく知つてゐた（註）。最後に、多くの者は進んで教主や寺院に赴いてシャビとなつた。これは、かうしてその領主への隸屬を脱し、佛教寺院においては平民蒙古人としては全く異常な生活が送れるものと考へたからである。

（註）佛教僧侶は領侯間の爭では、事情の如何によつて普通どちらかへ味方した。ところで興味深いことは、僧侶が自分達はかやうな封建領主の一味ではなく、人民の味方であるといふやうな思想を時々說いたことである。ヂュンガリヤのガルダン・ボショクト・ハンの勝利が確定したとき、ホシュート族の僧侶達は自己と自己の財産を助けるために、かう聲明した。Dördön Oyirdiyin blama müni tula, mani ilġaxu ügei. bidan-du cu öglig̈öyin ezen ilġal-ügei müni tula, keni ġadana bayiḥacu ilġal-ügei「我々はデヨルベン・オイラート人のラマであるから、我々を（政治的集團に）分つべきではない。我々に喜捨する人が誰であらうとかまはぬやうに、我々は誰の所にゐても同じことである。」（ザヤ・パンヂタ、三一頁）他方、十七世紀の中葉佛教法王となつたダライ・ラマは、蒙古及びオイラート人地方の佛教僧侶は租稅を免ぜられ、諸侯の意思には左右されざるべきだと主張し始めた。オイラート人の諸ハン、諸侯、サイド、全人民に與へたダライ・ラマの書簡參照。ザヤ・パンヂタ、三四――三五頁所載。又僧侶や寺院は君主の子供を養育し始めた。これは昔はサイドの仕事であつた。

佛教々主の中で特別の地位を得たのは所謂ウルガのフトクトである（註）。先づ、初代のフビルガ

ンは、廣大な領地を持ちハルハ諸侯中では最強の者の一人であつたッシェッ・ハンの子供として「生れ代つた」人間である。高名强大な君主の子が佛教僧侶となつたといふことだけでも、彼を他の追隨し得ぬ地位に置くに充分である。從つて、ウルガのフトクトは、ハルハの全寺院、教主其他の全ラマの首長ともいふべきものとなつた。次には、彼は非常に多くのシャビや直屬の僧侶を持つてゐたので、ハルハ諸侯中最も有力なものの一となつた。政治上の情勢から、卽ち、强大な蒙古諸ハンを筆頭とする各方面からの外的壓迫や各種の內的な理由から、ハルハ諸侯、殊に東部の二汗國に屬する諸侯は、自己の同族たるフトクトを最高の君主＝首領と見、殆んど全ハルハのハガンとも見るに至つた。このことを裏書きするのは、就中、ハルハ諸侯がフトクトのために、自己の不可侵權中の諸權能を抛棄した事實である。

（註）公には彼はヂェブズン・ダンバ・フトクトといふ稱號を戴いてゐたが、民衆はこれを尊崇してエンデル・ゲゲンと呼び、周知の如く、有名な西藏の史家ダラナトの生れ代はりであると信じられてゐた。

例へば、東部三ホシュン（二汗國）の諸侯集會では、フトクトの保護者權が認められた。これは、他の領地から逃亡した者を收容し保護する權利である。

ウルガのフトクトが得た其他の權利や特權は、彼をハルハのハン自身の地位よりも遙かに强力な又遙かに高い地位に押し上げた。

以上の如く、蒙古社會には佛教僧侶といふ新らしい階級が發生した。これは、總じて、二つの群に分けられる。その一に屬するのは、フビルガン、僧院に住むとステップに在るとを問はぬ大ラマ、僧院の長老ラマで、出身階級は必ずしもこれと定まつてはゐなかつたけれども、いづれも蒙古封建貴族階級は深い關係を持つてゐた。他の一群に屬するのは、平民出身の、アルバッ出の僧侶やシャビで、彼等は勿論平民階級に屬してゐたが、その長上を通じて「黑人たる人民」の大衆よりは諸侯に近い地位にあつた。

第三章　近代（十七世紀末乃至十八世紀初頭）における蒙古人の社會組織

第一節　經濟の變遷

ほゞ十七世紀末十八世紀初頭から始まつた新時代においては、蒙古人の經濟生活に相當著しい變遷が見られる。實際、この新時代においても蒙古人の大多數にとつては舊態依然たる粗放牧畜と副業としての狩獵が主要產業たるに變はりはなかつたが、しかもなほ、蒙古遊牧民にとつては相當の變化が起つたのである。殊に農業に轉向した蒙古人の經濟においては變動が著しかつた。次には、蒙古人と文化民族——アジア及びヨーロッパの諸國との關係が著しく變化した。

十七世紀において既に、南蒙古人は新らたに勃興した滿洲帝國（これは十七世紀の中頃全支那を併呑した）に征服されてゐた。十七世紀の末には南蒙古が滿洲人に歸屬し、次いで北蒙古人の大多數、即ちハルハ族がその臣民となつた。續いてオイラート人が漸次征服され、ヂュンガリヤ、西藏の山地、アラシャンに遊牧する者の全部が、十八世紀の中頃、或は「進んで」、或は征服によつて、

滿洲皇帝の臣民となつた。オイラート人の多くの種族はこの際に全く滅亡してしまつた。他方、十八世紀の始へかけて、前バイカル地方及びザバイカル地方の蒙古＝ブリャート人は、ロシアに歸屬した。十七世紀の前半期にウォルガ下流のステップへ遊牧移動したオイラート＝カルムィック人についても同じことが言へる。その大多數は十八世紀の後半期にヂュンガリヤへ歸つたが、歸りついた者も直ぐに滿洲人の支配に歸してしまつた。十八世紀には、滿洲若くはロシア帝國の支配を受けぬ蒙古人は一人もゐなくなつた。

蒙古人が滿洲及びロシアの權力に服すると共に、支那及びロシアの、又はロシアの國族の下に進む國の高利貸＝商業資本が蒙古諸部族中へ進出した。

支那商人は昔のやうな國境市場では滿足しなくなり、ステップや山岳の蒙古人の中へ入つて、原料や畜産物を買入れ、支那商品、次いでヨーロッパ商品を賣込んだ。商人と共に支那の高利貸、大小の銀行家、各種の投機屋が蒙古人の中へ侵入し、續いて、手工等の職人や農民が蒙古へ移住した。農民の移住が最も著しかつたのは南蒙古である。

南蒙古には殆んど專ら支那人のみが住む多數の都市が勃興し、北蒙古のハルハにも出現した。各地に佛教寺院が興り、時としてはその周圍に支那商人の相當大きな植民地が出來た。南蒙古への支那の植民が殆に盛んとなつたのは十九世記以後である。二十世紀には南蒙古といふ廣大な地方の全住民の僅かに三分の一が蒙古人であつた。

十九世紀の後半には、ロシアの商業資本、部分的には產業資本の、蒙古の滿洲「國境地帶」、主として、北蒙古、ハルハ、コロンバイル、コブド地區、さらには新疆省への進出が見られる。十九世紀の末と二十世紀には、日本及びヨーロッパの商工業界が南蒙古及び東南蒙古に關心を寄せはじめた。蒙古及び個有蒙古人は世界資本主義市場の勢力範圍內に入つた。

「ロシアの」蒙古人、即ち、ブリャート人及びカルムィック人を見ても、殆んど同樣の狀態にあつた。ロシアの高利貸＝商業資本、次いで產業資本は、支那資本の「滿洲領」蒙古への進出ほど著しくはなかつたにせよ、やはり彼等の中へ侵入した。ブリャート人及びカルムィック人の中でも、ロシア人やウクライナ人其他の農民の大植民地が勃興した。十九世紀には、ブリャート人もカルムィック人も、ロシアの都市、農村、コサック村其他の植民地の網の中に住む狀態となつた。

滿洲人やロシア人の權力の直接的な行政制度が、蒙古人の經濟生活へ及ぼした影響も忘れてはならぬ。

蒙古人を隷屬させたところの、滿洲及びロシアの國家權力の動きも、兩國家の差違や特殊性にも

拘らず、同じやうな性質を持つてゐた。滿洲政府もロシア政府も、一方では、遊牧民を軍事＝警察用に利用しやうとして、これを「原始的」狀態に殘して置き、その土地が移住農民に收奪されぬやうに努め、そのため、兩政府共に特別の法律法規を發布し、各種の方策を行つた。しかし、これと共に、他方では、滿洲及びロシア國家の公私の代表者達は、高利貸資本及び商業資本の直接的な利害に動かされて、これと正反對の政策を猛烈且つ徹底的に行つた。十八世紀及び十九世紀における、一方では滿洲人と蒙古人との、他方ではロシア人とブリヤート人、カルムィック人との關係は、いづれもこの互に對立する政策の拮抗の產物である。かやうな諸要因の影響を受けて、蒙古人の經濟生活は、滿洲帝國の國內においても、ロシア國內においても、不可避的に變化せざるを得なかつた。

先づ、相當多數の蒙古人は、遊牧的生活を捨てゝ定着農民の生活へ移つた。十八世紀、さらには十九世紀において、南蒙古の各地方、例へば、ククホト市、オルドス、ホリン族の采領等々において、又、前バイカルのブリヤーチヤ及びザバイカリヤで、既に多數の蒙古人が定着農民となつてゐた。尤も、カルムィック人の農業村落は稀で、これが多くなつたのは、やつと十九世紀に入つてからである。

勿論、農民となつた蒙古人も牧畜を止めはしなかつたが、これは昔の遊牧と全然その性質を異にするものであつた。

ところで、若干の地方、例へばブリヤーチヤの若干の地方では、農民たる蒙古人がなほ完全に定着生活へ移つてゐなかつたことに注意しなければならぬ。暖い季節中は堅固な冬の家屋から輕快な家へ移るといふ必要に基いた習慣が依然として殘つてゐたからである。時としては、蒙古共通のフエルト製のユルトが昔のまゝに夏の住家となつてゐた。

蒙古及びブリヤーチヤの他の地方では、蒙古人は定着生活に移らず遊牧經濟を小規模の農業と結合し始めた。例へば、コブド地區及びハルハの各地及び南蒙古及びブリヤーチヤがこれである。若干の蒙古遊牧民は、乾草を小量貯藏するだけである。かくして、十八世紀及び十九世紀の蒙古人においては、牧畜と農業とのあらゆる結合形態を見ることが出來るのである。

新らしい時代には、以前に比べて手工業が發達したか否かといふ問題は、解決が非常に困難である。十八世紀、殊に十九世紀においては、例へば、各種の武器の生產は衰微したけれども、その代はりには、主として佛教宗儀關係の器具の生產が發達した。しかし、この時代には、手工業の職人の專門化は特殊の場合にのみ行はれ、普通、手工業は牧畜又は農業經濟の副業に過ぎず、頗る未發達の狀態にあつた。

蒙古人の生活上の新現象とすべきは、都市に居住する蒙古人が現はれたことである。總じてこれは寺院兵營の周圍其他の植民部落に住む者であり、その一部は、支那の、遙かに少數ではあるがロシアの、都市又は植民部落に、官吏、商人、金利生活者、都市不動産の所有者として永住するやうになり、他の者は雜役夫及び小家主であつた。蒙古における支那の都市及び植民部落には、各種の賣淫に從ふ蒙古女が溢れた。この女達は若干の場合「ステップ」との關係を失つてゐなかつた。

最後に十九世紀にはロシア商人が營む羊毛洗滌やヴォルガ河及びカスピ海の漁場に蒙古人の季節勞働者が現はれた。羊毛洗滌工は、古くから「自由なステップ」を離れてゐる市民といふわけでなく、又遊牧經濟との關係が全く斷たれてゐたわけでもなかつたが、漁場勞働者の方はさうでなくて、これが主要な生活の方法とさへなつてゐた。

十八世紀からは、蒙古其他の蒙古人居住地方の各地で、主として支那商人及びロシア商人を顧客とする運送業が發達した。蒙古人の小商人（バンジャチ panjaci）も現はれ、普通輕快な移動店舖（ホスへ xoske）を持つてをり、殆んど常に支那、ロシア、さらには西藏商人に從屬し。時には單なる販賣員（ピチェーチ biceg）でさへあつた。

新らしい時代においては、蒙古人の狩獵が著しい變動を受けた。總じて、これは衰微したと言ひ得やう。先づ、時々ブリヤート人が娯樂のために行ひ、南蒙古人が滿洲皇帝の御獵に出たのを除けば、卷狩は全くなくなつてしまつた。十九世紀においては、卷狩は全く昔話となつてゐた。個人で行ふ狩獵も、今や到る處において純然たる不定期の單なる副業であつた。たゞ、世界市場の需要により、モルモット＝タルバガンの狩獵のみは、この獸が住んでゐる地方の住民の大部分にとつて多かれ少なかれ重要な産業であつた。

しかし、その代はり、この時代の狩獵では小銃が弓を全く驅逐した。尤も、二十世紀迄は、蒙古の狩獵者は多くの場合幼稚な火繩銃を以て滿足してゐた。

新らしい時代においても、非常に多數の、むしろ大多數の蒙古人の生業であつた牧畜經營を見ても、次のやうな刷新が見られる。

牧畜は相變らず粗放的に行はれ、家畜は野生の飼料で養はれ、從つて時々の移動遊牧が必要であつたが、大多數の蒙古人の牧畜は以前の規模を失つてしまつた。到る處、家畜の數が減少し、大群をなした大規模の遊牧は稀な現象となつた。普通、極めて狹い範圍で、各家族又は獨立の遊牧部落（アイル）をなす二三家族の小團體が放牧するに過ぎない。これについては、全蒙古世界の一部たるウォルガ河畔のオイラート＝カルムィック人が、今日に至るもなほホトン遊牧法を殘してゐることに

留意しなければならぬ。これは十乃至三十の大遊牧部落＝アイルから成る相當大規模な、殆んど何處でも同族の集團による遊牧法である。

この時代の、殊にその後半期の蒙古遊牧民においては、遊牧移動の際に移轉及び家財運搬の要具として廣く荷馬車が用ひられた。支那の二輪荷馬車が屢々南蒙古人に見られ、又東のハルハへさへも入つてゐた。ロシアの荷馬車（テレガ及びドロギ）は遊牧ブリヤート人及びカルムイック人に廣く用ひられた。これと共に、牛と馬が屢々駱駝に代はつて使役された。

この時代の遊牧經濟の狀態についてなほ注目すべきは、滿洲政權もロシア政權も、蒙古人が區分されてゐる各種の集團、即ち、ホシュン、オトグ、「氏族」等々の各遊牧區域を嚴重に固定したことである。

遊牧地＝ヌトグの變更は、今や不可能となつた。內訌戰爭が無くなり、これに伴ふ一群の他群併呑といふことも亦無くなつた。各ホシェン、オトグ、ウルス、氏族等々は、滿洲領の蒙古でも、「ロシア」のブリヤート人やカルムイック人の地方でも、一定の地域で一定のヌトグに遊牧することゝなり、その遊牧地の變更は全く不可能となつたのである。蒙古でもウォルガ河畔でも、一定のヌトグに遊牧する者は、たつた一つの變動だけが彼等を待つてゐたことを知らなければならなかつた。即ち、常に異民族分子が彼等の生れ故郷の遊牧地へ侵入して來て、そのまま居据つてしまつたのである。非常に稀な場合を除けば、移動遊牧＝移住は昔話となつてしまつた。

第二節　政治＝社會狀態の變遷

蒙古諸部族の、正確に言へば蒙古封建結合體の大部分を征服した滿洲人は、大體において、彼等の社會組織を破壞しなかつた。むしろ正反對に、封建的集團の統一事業には經驗に富んだ滿洲帝室は、蒙古人の僧俗諸侯を其礎として蒙古人を統治しやうと目論んだ。從つて、滿洲人は支配階級を再組織するために多くの方策を講じ、封建制度を官僚化するために多くの强制を加へたが、諸侯とその家臣との關係には殆んど全く手をつけなかつた。「滿洲人の」蒙古では、平民蒙古人（アラド）は全部昔通りに各階級のノヤンに隷屬し、すべてそのアルバッであつた。從つて、蒙古の遊牧封建制は大體において滿洲人のために何等の變動も受けなかつたのである。

既に十七世紀の頃から、滿洲諸帝は、蒙古諸侯の或者はこれを懷柔し、或者は實力で征服して、チンギス・ハンが創建した蒙古人の王朝たる元朝の大ハンの事業の承繼者を以つて自ら任じてゐた。嘗つて蒙古の封建君主、ハン、ジノン、タイイジ、領侯たる佛敎々主達が、蒙古大ハガンの最高主

權を承認し又は承認せざるを得なかつたやうに、今や彼等は滿洲皇帝を自己の封建君主（エジェン）とせざるを得なくなつた。滿洲皇帝は支那人にとつては支配者＝皇帝であつたが、彼等蒙古諸侯にとつてはこれと異り、チンギス家直系の大ハンから權利を承繼した封建君主であつた。

この思想を萬人に判るやうに象徴化するため、元朝のハガンの印璽が最後の蒙古大ハンたるレグダンの息子から滿洲皇帝へ傳へられたといふ傳說が作り上げられた。滿洲皇帝はチンギスの王位の眞の承繼者、「慶運を保有する尊嚴なる國王＝ハガン」sütü bogda ejen xagan とせられた。

滿洲諸帝は自己及びその征服した支那を蒙古遊牧民に侵害されぬやうにしやうとしたばかりでなく、蒙古諸侯の首領となりこれを家臣＝領侯とすることによつて蒙古人を自己の主權の下に置かうとしたが、この願望は遂に完全に實現したのである。蒙古諸侯は被征服者（奴隷——キタド kitad——支那人の意）として滿洲皇帝に仕へるのではなくて、嘗つて自己の大ハンに仕へたと同じやうな氣で仕へるべきものであつた。蒙古大ハンに代はる滿洲皇帝で、蒙古大ハンと滿洲皇帝は血緣と相續權の移讓により結ばれ、滿洲皇帝が上位にあつただけである。事實、蒙古大ハンが遂にチャハルのみのハンとなり終つた頃に、滿洲皇帝はハガンの碧玉印璽を手に入れ、永い間蒙古諸侯がその喪失を嘆いてゐた、元朝の首府、大都＝北京の王座に登つたのであつた。滿洲皇帝に反抗する者は異民族の征服者に反抗するのではなくて、萬民のために、就中蒙古人のために、碧玉の印璽を固く掌中に握ることを決意した自己正系の主君に反抗する者であるとせられた。

十七世紀及び十八世紀初頭における滿洲帝室の蒙古人に對する態度を觀察し、滿洲人の政策が當時の蒙古社會の支配階級にいかなる印象を與へたかを見ると、滿洲人が手段を選ばずいかに巧妙且つ執拗に、右に述べた主義の實現に努めたかが判つて來る。滿洲皇帝は皇女を强制して、蒙古諸侯に入嫁させることを意とせず、事態の必要とあらば武力を用ふることを厭はなかつた。

封建蒙古における事物の情勢は、滿洲人にとつて非常に有利であつた。前に何度も述べたやうに、蒙古封建制には二つの相拮抗する傾向があつた。この矛盾を分析するに當つては、蒙古の封建制が停滯的原始的な遊牧經濟を營んでゐたこと、しかもこの自然經濟たるや國外市場に依存し、文化諸地方に對する交易者くは軍事＝掠奪關係に依存してゐたことを忘れてはならぬ。

蒙古封建制に內在する矛盾した傾向は次のことに歸する。即ち、一方では、采領の細分を大々的に、しかも次第に盛んに行つて、中央政權を全く骨抜きにしやうとする傾向があると共に、他方では、この同じ封建制の內に强大なハンの權力を中心にして采領を集結しやうとする努力が見られたのである。

領侯の息子全部に采領を分配する慣習を持ち、牧場其他の土地が廣大で粗放な遊牧經濟が行はれてゐた蒙古人の封建制は、采領の細分を促進し、すべての領侯の權力を脆弱にした。しかるに、それと共に、一領侯又は一侯家の手中に、外國市場への鍵や文化地方征略の機會が集中されてゐることは、一君主を中心とする采領の集結を容易にした。相當の犧牲を拂つても（その主要なるものは主君への奉仕である）自己の生活をもつと安泰にしやうとする小侯達の努力は、すべてこの方向へ集中されたのである。

かやうな諸過程は前にも述べたやうに、各時代の蒙古人に見られたが、これが特に目立つて來たのは十七世紀であり、このことについては既に述べた。それについて强調すべきは、ハルハ族、即ちハルハの諸侯がウルガのフトクトを中心に集結しやうと努め、チャハルのレグダン・ハンが大ハンの權威を復興しやうとし、オイラートのガルダン・ボショクトが東蒙古人を征服し、オイラート人の一部をも服屬せしめたやうに、これをも服屬させようとしたことである。ところが、これらの企圖は成功しなかつた。けだし、その實現に着手した者は、經濟的にも又社會關係においても確實な援護勢力を持たず、外國市場への通路と富裕な文化征略の路とを掌中に確保する力と餘裕を持つてゐなかつたからである。

滿洲人、即ち滿洲の支配封建領侯は、十七世紀の初頭において正にかやうな有利な地位にあつた。彼等は强力な援護勢力を持ち、文化地方を領有し、支那との戰爭に勝つて今やこれを併呑せんとし、全中央アジアと中華帝國との通商を左右することが出來た。蒙古諸侯は寧ろ彼等を好しとし、第二のチンギスたらんとするチャハルのハンよりも滿洲皇帝を選んだ。レグダンはチンギスの稱號を戴いただけであるが、滿洲皇帝は部分的にもテムチンの偉業を實現して、支那を征服し、他の地方や諸國を攻略した。蒙古諸侯はより富裕で强大な者に、より容易に彼等を昔と同じ旗の下に統一し得る者に身を寄せた。しかも、滿洲人は人種的に蒙古人に近く、その上層階級は蒙古語を話し、數時代は蒙古の文話を用ひたことを忘れてはならぬ。蒙古の諸侯と滿洲の諸侯とは互に特に近い關係にあつた。相互の結婚は間もなく兩封建社會の代表者を一層接近させた。その外、當時蒙古の上層階級が西藏佛教の熱烈な信者であつたところへ、滿洲皇室はこの佛教を取り入れたばかりでなく、その最高の保護者となつてゐた。それればかりではない、滿洲皇帝は人民大衆の眼には佛教寺院の首長でこそなけれ佛の化身と見えてゐたのである。領侯たる佛教僧侶、多數の僧院及びラマは、滿洲皇帝を彼等の信教の興隆と彼等の福祉の增進との源泉と見て、勿論これに身を寄せた。

十七世紀に蒙古諸侯の侯領を次から次へと征略して行つた滿洲人は、能ふかぎり到る處で一樣な

制度を創建しやうと努めた。普通、彼等は既成の侯領、侯地又は汗國を破壊することなく、たゞかやうな采領の內外に確乎たる境界を設けただけである。以前の大侯領や汗國はアイマグ ayimag の名を得、一定の領主たる采領は今やホシュン（ホシグン∨ホシュー xoshigun∨xoshiu）と呼ばれるに至つた。基本的な封建單位たる、遊牧采領が即ちホシュンで、その首長が舊諸侯の子孫たる領主（エジェン）、領侯、蒙古ノヤンであつた。

參考文献

一、蒙古語の主要資料目錄

Altan tobči アルタン・トブチ（金の物語）

Батур-Тюмень バトゥル・テュメン

Биография Зая Пандиты (Zaya-paṇḍita) ザヤ・パンヂタ傳

Биография Нэйджи-тойи (Neyiji-toyin) ネイヂ・トイン傳

Bilig'ü Čingis チンギス格言集

Bodhicaryāvatāra ボドヒチャリ ーヴァターラ

Bolor toli ボロル・トリ

Бурятские законы и постановления ブリャート法令集

Бурятские хроники ブリャート年代紀

Gabang Sharab ガバン・シャラブ

Gombojab ゴムボジャブ

Законы трех халхаских хошунов 1790 г. (Xalxa jirum) 一七九〇年ハルハ三ホシュン法典

（ハルハ・ジルム）

"История Радлова" (Yeke shara tüji)「ラドロフの歷史」（イェケ・シャラ・トゥージ）

Iledkel shastir イレドケル・シャスチル
Монгольские надписи 蒙古諸碑銘
Монголо-ойратские законы 1640 г. 一六四〇年蒙古オイラート法典
Монгольское Уложение Палаты Внешних сношений Манджурской Империи 清朝理藩院則例
Новое Монгольское Уложение автономной Монголии 1914 г. 一九一四年自治蒙古の新蒙古法典
Subhāshitaratnanidhi スバーシヒタラトナーニドヒ
Санан-Сецен (Sanang-Secen) サナン セチェン
Убаши-хун-тайджи (Ubashi-xung-tayijiyin tūji) ウバシ・フン・タイイジ
Хошунные постановления (dürim), записки и протколы ホシュンの法令（デュリム）、覚書及び議事錄
"Эрдэнийн Эрихэ" 「エルデニイン・エリヘ」
Юань-чао-би-ши 元朝秘史
Юань-ши 元史

II. ロシヤ語以外の參考資料及び文献目錄

Abel-Rémusat. Nouveaux Mélanges asiatiques, II Paris 1829 アベル・レミュザ、アジア新纂、二巻、パリ、一八二九年
——— Observations sur l'ouvrage de M. Schmidt, intitulé Histoire des Mongols orientaux, JA, t. VIII, 1831; t. IX, 1832. 同氏、シュミット氏著「東蒙古人史」評、アジア雜誌、第八巻、一八三一年、第九巻、一八三二年
Aboul Ghāzī. Histoire des Mongols et des Tatares, publiée, traduite et annotée par le Baron Desmaisons, t. II, traduction, St. Péterb., 1874. アブール・ガーヂー、蒙古人及びタタル人史、デメーゾン男爵の出版飜譯註解、二巻、ペテルブルグ、一八七四年
Baddeley, J.F. Russia, Mongolia, China, Being some Record of the Relations between them from the beginning of the XVIIth Century to the Death of Tsar Alexei Mikhailovich A.D. 1692—1676. Rendered mainly in the form of Narratives dictated or written by the Envoys sent by the Russian Tsars, or their Voevodas in Siberia to the Kalmuk and Mongol Khans and Princes; and to the Emperors of China with introductions Historical and Geographical, also a series of Maps showing the progress of Geographical Knowledge in regard to Northern Asia during the XVIth, XVIIth and early XVIIIth Centuries. The Texts taken more especially from Manuscrip's in the Moscow Foreign Office Archives, 1919, 2 vol., London. ジェ・ベ・ドレー、ロシア、蒙古、支那。十七世紀の初頭よりアレクセイ・ミハイロヴィチ帝の死に至る迄（一六〇二——一六七六年）の三者の關係に關する若干の記錄。主としてロシア皇帝又はシベリア總督がカルムイク及び蒙古の諸ハ

ン及び諸侯並に支那皇帝へ遣はしたる使臣の談話の形式による。歴史及び地理に關する序論並に十六、十七世紀及び十八世紀初頭の北部アジアに關する地理上の知識を示す一聯の地圖を附す。本文は特にモスクワ外部省書庫所藏の原稿より採用、一九一九年、二卷、ロンドン

Barthold, W. Turkestan.....Second Edition translated from the original Russian and revised by the author, with the assistance of H.A.R. Gibb 1928, "Gibb Memorial Series." ダブリュ・バルトルド、トゥルケスタン……第二版、著者による露語原文よりの飜譯及び修補、エッチ エ・アル・ギブ共編、一九二八年、「ギブ紀念叢書」

——— "Gingiz-Khan" в Enziklopaed. des Islāms, I. 同氏、チンギス・ハン、回敎百科辭典、第一卷。

Bazin, M. Le Siècle de Youên, JA, Mai-Juin, 1852 エム・バザン、元の時代、アジア雜誌、五月—六月、一八五二年

Bell, Charles. Tibet, Past and Present, Oxford, 1924. チャールス・ベル、西藏、過去及び現在、オックスフォード、一九二四年

Bergmann, Nomadische Streifereien unter den Kalmuken, Bd. I-IV, Riga, 1804-1805. ベルグマン、カルムック人地方放浪記、第一——四卷、リガ、一八〇四——一八〇五年

Blochet, E. Introduction à l'histoire des Mongols, Leyden-London, 1910. ウ・ブロシェ、蒙古人史序說、ライデン—ロンドン、一九一〇年

——— Djami el-Tévarikh, par Rachid-ed-Din, t. II (Gibb Memorial), vol. XVIII, 2, 1911. 同氏、ラシッド・エ・ディンの年代紀彙集、二卷（ギブ紀念叢書）、第十八卷、二、一九一一年

Bretschneider, E. Mediaeval Researches from Eastern Asiatic Sources, I-II, London, 1888. エ・ブレートシュナイダー、東亞中世研究、一——二卷、ロンドン、一八八八年

Brosset, M. Deux historiens arméniens Kiracos de Gantzac, XIII s., Oukhtanès d'Ourha, X s.: St. Petersb, 1870. エム・ブロセロ、アルメニアの二史家、十三世紀のガンツァクのキラコスと十世紀のウルハのウクタネス、ペテルブルグ、一八七〇年

Browne, E.G. A Literary History of Persia, III, Persian Literature under Tartar Dominion, Cambridge, 1920. イ・ジ・ブラウン、ペルシァ文學史、第三部、タタル治下のペルシァ文學、ケンブリッヂ、一九二〇年

Charignon, A.J.H. Le livre de Marco Polo, t. II. Pékin, 1926. ア・ジ・アシュ・シャリニオン、マルコ・ポーロの書、二卷、北京、一九二六年

Chavannes, E. Inscriptions et pièces de chancellerie chinoises de l'époque mongole, Toung Pao, 1904, 1905, 1908. ウ シャヴァンヌ、蒙古時代の支那尙書の題言及び作品、トゥン・パオ、一九〇四、一九〇五、一九〇八年

Courant, M. L'Asie Centrale aux XVII et XVIII siècles. Empire Kalmouk ou Empire Mantchou. Lyon-Paris, 1912. エム・クーラン、十七世紀及び十八世紀の中央アジア、カ

ルムィク帝國又は滿洲帝國、リオン——パリ、一九一二年

Defrémery, M.G. Histoire des Khans Mongols du Turkistan et de la Transoxiane, extraite du Habib-essiier de Khondémir, traduite du persan et accompagnée de notes. JA, IV. s., XIX.
ェム・ジ・ドフレムリ、ホンデミルのハビブ・エシイェルより拔萃せるトゥルキスタン及びトランソクシアニアの蒙古諸カンの史、ペルシア語よりの飜譯及び註解、アジア雜誌、第十九卷、第四號

Delamarre, M. Histoire de la Dynastie des Ming, composée par l'Empereur Khian-Loung, traduite du Chinois, Paris, 1865. ェム・ドラマル、乾隆帝編明朝史、支那語よりの飜譯、パリ、一八六五年

Du Halde. Descriptions géograph., histor.....de l'Empire Chinois et de la Tartarie chinoise, La Haye, 1736, vol. IV. デュ・アルド、支那帝國及び支那領蒙古の地理的歷史的解說、ヘーグ、一七三六年、四卷

Dulaurier, E. Les Mongols d'après les historiens arméniens, JA. V s., t. XI, 1858. ウ・デュロリェ、アルメニア史家の見たる蒙古人、アジア雜誌、第十一卷、第五號、一八五八年

Fischer, J.E. Recherches historiques sur les principales nations établies en Sibérie....., traduite du russe par Stollenwerck, Paris. ジェ・ウ・フィシャー、シベリアに創建せられたる主要諸國の歷史研究、ストレンウェルクによるロシア語よりの飜譯、パリ

Fustel de Coulanges. Histoire des institutions politiques de l'ancienne France, I, Paris, 1877.
フュステル・ド・クーランジ、古代フランス政治制度史、第一卷、パリ、一八七七年

Georgi, J.G. Beschreibung aller Nationen des Russ. Reichs.....St. Petersb., 1776—1778.
ヨ・ゲ・ゲオルギー、ロシア帝國內民族總覽、ペテルブルグ、一七七六——一七七八年(第二版、ペテルブルグ、一七八二年、第三版、ライプチッヒ、一七七三年、フランス語譯、一七七六年)

——— Bemerkungen einer Reise im Russischen Reich im Jahre 1772, St. Petersb, 1775.
同氏、一七七二年ロシア帝國旅行記、ペテルブルグ、一七七五年

Gmelin, J.G. Reise durch Sibirien von dem Jahre 1733 bis 1743, Göttingen, 1751–1752.
ヨ・ゲ・グメリン、一七三三年乃至一七四三年のシベリヤ紀行、ゲッチンゲン、一七五一——一七五二年

Grousset, R. L'histoire de l'Extrême Orient, II. ェル・グルセ、極東史、二卷

Haenisch, E. Untersuchungen über das Jüan-ch'ao pi-shi die geheime Geschichte der Mongolen, Abhandlungen der philolog.—histor. Klasse d. Sächsischen Acad. d. Wiss., No IV. 1931.
ェ・ヘニッシュ、元朝秘史研究、ザクセン科學院言語學歷史學部論文集、第四號、一九三一年

Howorth, H. History of the Mongols, Part I, London, 1876 (Part IV., Supplement and Indices, 1927). ェッチ・ホワース、蒙古人史、第一部、ロンドン、一八七六年(補遺及び索引、一九二七年)

Huang-T'sing K'ai-Kuo-Fang Lüch. Die Gründung des Mandschurischen Kaiserreiches, übersetzt und erklärt von Hauer E., Berlin und Leipzig, 1926. 皇清開國方略、エ・ハウエル譯註、ベルリン及びライプチッヒ、一九二六年

Huc, M. Souvenirs d'un voyage dans la Tartarie et le Thibet pendant les années 1844, 1845, 1846, t. I, Paris, 1857. エム・ユック、一八四四、一八四五、一八四六年の蒙古西藏旅行記、パリ、一八五七年

Huth, G. Die Inschriften von Tsaghan Baišin, Leipzig, 1894. ゲ・フート、ツァガン・バイシン碑銘、ライプチッヒ、一八九四年

——— Geschichte des Buddhismus in der Mongolei, Strassbourg, 1896 II. 同氏、蒙古佛教史、ストラスブルグ、一八九六年、二卷

Klaproth, J. Description de la Chine sous le régne de la dynastie Mongole, traduite du persan, de Rachid-Eddin et accompagnée de notes, JA. t. XI, 1833. ジュ・クラプロート、蒙古王朝治下における支那、ラシッド・エッディン著、ペルシア語よりの飜譯及び註解、アジア雜誌、第十一卷、一八三三年

Kotwicz, W. Quelques données nouvelles sur les relations entre les Mongols et les Ouigours, Rocznik Orjentalistyczny II, 1925. ウ・コトウィッツ、蒙古人と回紇人の關係に關する新資料、ロツニク・オリエンタリスチツニー、二卷、一九二五年

Krause, F.E.A. Cingis-Han, die Geschichte seines Lebens nach den chinesischen Reichsannalen, Heidelberg, 1922. エフ・エ・ア・クラウゼ、チンギス・ハン、支那國制年代紀によるその傳記、ハイデルベルヒ、一九二二年

——— Die Epoche der Mongolen. Mitteilungen des Seminars für Orient. Spr., XXVI–XXVII, 1924. 同氏、蒙古人の時代、東洋語學校誌、第二十六——二十七卷、一九二四年

Lamb, H. Genghis-Khan, The Emperor of All Men, London, 1928. エッチ・ラム、萬人の王者チンギス・ハン、ロンドン、一九二八年

Ligeti, L. Les noms mongols de Wen-Tsong des Yuan, T'oung Pao, XXVII, 1930. エル・リゲティ、元の文宗の蒙古名考、トゥン・パオ、第二十七卷、一九三〇年

Luchaire. A. Manuel des institutions françaises, Paris, 1892. ア・リュシェール、フランス諸制度便覽、パリ、一八九二年

——— Manuel des institutions françaises, période des Capétiens directs, Paris, 1902. 同氏、カペー直系王朝時代のフランス諸制度便覽、パリ、一九〇二年

M. de Mailla, Histoire Générale de la Chine ou Annales de cet empire, trad. du Tong-Kien-kang-Mou, Paris, 1779, vol IX, X, XI. ド・マイラ、支那通史、(續資治)通鑑綱目の飜譯、パリ、一七七九年、第九、十、十一卷

Mannerheim, C.G.E. A visit to the Sarö and Shera Jögurs. Journ. de la Soc. Finno-Ougr., XXVII, 1911. シ・ジ・イ・マンナハイム、サレ及びシェラ・ジュグル人地方の旅行、フィノ・

ウグリック協會誌、第二十七號、一九一一年

Maspéro, H. Chine et Asie Centrale, в сб. "Histoire et historiens depuis cinquante ans," II, Paris, 1928. アッシュ・マスペロ、支那及び中央アジア、論集「五十年來の歷史及び歷史家」、パリ、一九二八年

Mostaert, A. A propos de quelques portraits d'empereurs mongols, Asia Major, vol. IV, 1927. ア・モスタール、蒙古諸帝肖像考、エシア・メジョー誌、第四卷、一九二七年

d'Ohsson. Histoire des Mongols depuis Tchingis-khan jusqu'à Timour Beg ou Tamerlan. La Haye et Amsterdam 1834–1835. ドーソン、チンギス・ハンよりチムール・ベグ又はタメルランに至る蒙古人の歷史、ヘーグ及びアムステルダム、一八三四——一八三五年（第二版は四卷となつて增補多く、第一卷は一八二四年に出版。第三版は第二版の增刷である。）

van Oost J. Notes sur le T'œmet, Chang-hai, 1922, Variétés sinologiques, No 53. ジ・ヴァン・オオスト、チュメド族考、上海、支那學雜誌、第五十三號

Palladius l'archimandrite, Deux traversées de la Mongolie 1847–1859 (préface de M.P. Boyer), Bull. de géographie historique et déscriptive, 1884. パラヂウス僧正、一八四七年乃至一八五九年の兩度に亘る蒙古橫斷記（ぺ・ボアイエ氏序）、歷史的記述地理學報、一八八四年

Pallas, P.S. Reise durch verschiedene Provinzen des Russischen Reichs, 1771–1776. ペ・エス・パラス、ロシア帝國各地方旅行記、一七七一——一七七六年（第二版は、一八〇一年）

——— Sammlungen historischer Nachrichten über Mongol. Völkerschaften, Bd. 2, St. Petersb., 1776–1801. 同氏、蒙古民族の史實集（「集史」）、二卷、ペテルブルグ、一七七六——一八〇一年

Parker, E.H. Mongolia after the Tenghizides and before the Manchus, Journ. of the N. China Branch of the R. Asiat. Soc., vol. XLIV. 1913. イ・エッチ・パーカー、チンギス王朝後滿洲王朝前の蒙古、ロシア亞細亞協會北支那支部誌、第四十四卷、一九一三年

Pauthier, M.G. De l'alphabet de P'asse-Pa, JA. 1862. エム・ジ・ポーシエ、パスパ（八思巴）製作の文字考、アジア雜誌、一八六二年

——— Le livre de Marco Polo, Paris, 1865. 同氏、マルコ・ポーロの書、パリ、一八六五年

Pelliot, P. Le titre mongol du Yuan-tch'ao pi che. T'oung Pao, 1913. ぺ・ペリオ、元朝秘史の表題、トゥン・パオ、一九一三年

——— Chrétiens d'Asie Centrale et d'Extrême-Orient, T'oung Pao, 1914. 同氏、中央アジア及び極東のキリスト教徒、トゥン・パオ、一九一四年

——— A propos des Comans, JA, Avril-Juin, 1920. 同氏、コマン考、アジア雜誌、四月——六月、一九二〇年

——— Les Mongols et la Papauté, Revue de l'Orient Chrétien, t. III, No 1–2; t. IV, No 3–4, 1924. 同氏、蒙古人と法王廳、キリスト教の極東誌、第三卷、第一——二號、

第四卷、第三——四號、一九二四年
——— Les mots à h initial aujourd'hui amuie dans le mongol des XIII et XIV siècles, JA, Avril-Juin, 1925. 同氏、十三世紀及び十四世紀における蒙古語中今日氣息音の h を語頭に置く數語考、アジア雜誌、四月——六月、一九二五年
——— L'Edition collective des œuvres de Wang Kouo-wei, T'oung Pao, 1928–1929. 同氏、王國維全集の出版、トゥン・パオ、一九二八——一九二九年
——— Sur yam ou jum, relais postal, T'oung Pao, 1930. 同氏、驛傳制ヤム又はジャム考、トゥン・パオ　一九三〇年
——— Les kökö däbtär etc. T'oung Pao, 1930. 同氏、キョキョ・デブテル等、トゥン・パオ、一九三〇年
——— Un passage altéré dans le texte mongol ancien de l'Histoire Secrète des Mongols, T'oung Pao, 1930. 同氏、元朝祕史の蒙古文原文中變化せる一節、トゥン・パオ、一九三〇年
——— Sur la légende d'Uγuz-khan en écriture ouigoure. T'oung Pao, 1930, No 4-5, vol. XXVII. 同氏、ウイグル文のウグズ・ハンの傳記について、トゥン・パオ、一九三〇年、第四——五號、第二十七卷
——— Note sur Karakorum, JA. Avril-Juin 1825. 同氏、カラコルム考、アジア雜誌、四月——六月、一八二五年
——— Le voyage de M.M. Gabet et Huc à Lhasa. T'oung Pao, 1925. 同氏、ガベ及びユック氏のラサ紀行、トゥン・パオ、一九二五年
——— Notes sur le "Turkestan" de M.W. Barthold, T'oung Pao, 1930, vol. XXVII. 同氏、ウ・バルトルド氏著「トゥルケスタン」評、トゥン・パオ、一九三〇年、第二十七卷
Perry-Ayscough, H.G.C. and Otter-Barry. With the Russians in Mongolia, London, 1914. ペリ・エスカフ及びオタ・ペリ、ロシア人と共に蒙古に在りて、ロンドン、一九一四年
Poppe, N. Zum khalkha-mongolischen Heldenepos, Asia Major, vol. V. 1928. エヌ・ポッペ、ハルハ蒙古人の英雄史詩について、エシア・メジャー、第五卷、一九二八年
Quatremère, E. Histoire des Mongols de la Perse par Rachid-Eddin, Collection orientale, t, I, Paris, 1836. ウ・カトルメール、ラシッド・エデンによるペルシアの蒙古人史、東洋學叢集、第一卷、パリ、一八三六年
Ramstedt, G.J. Mongholica, Beiträge zur Kenntniss der Monghol-Sprache in Afghanistan, Journ. de la Soc. Finno-Ougr., XXIII. 4. ゲ・ヨ・ラムステッド、モンゴリカ、アフガニスタンにおける蒙古語の知識へ寄せて、フィン・ウグリック協會誌、第二十三卷、第四號
Riasanovsky, V.A. Customary law of the Mongol tribes (Mongols, Buriats, Kalmucks), part I–III, Harbin, 1929. ヴェ・ア・リヤザノフスキー、蒙古諸部族（蒙古人、ブリート人、カルムック人）の慣習法、第一——三部、ハルビン、一九二九年

Rockhill, W.W. The Journey of William of Rubruck, London, 1900. ダブリュ・ダブリュ・ロックヒル、ウイリアム・オヴ・ルブルクの旅行、ロンドン、一九〇〇年

Salemann, C. Manichaica, V. ИАН, 1913. ツェ・ザーレマン、マニカイカ、ソヴェト聯邦科學院誌、第五卷、一九一三年

Schmidt, I.J. Geschichte der Ost-Mongolen und ihres Fürstenhauses, verfasst von Ssanang Ssetsen, Chungtaidschi der Ordus, St. Petersb. 1829. イ・ヨ・シュミット、オルドスのフンタイジたるサナン・セチェンの著東蒙古人及びその侯家の歷史、ペテルブルグ、一八二九年

Voyages chez les peuples Kalmouks et les Tartares, Berne, 1792. カルムィク人及びタタル人地方旅行記、ベルヌ、一七九二年（匿名氏著）

Yule, H. The Book of Ser Marco Polo, third ed., revised by H. Cordier, London, 1903. エッチ・ユール、セル・マルコ・ポーロの書、エッチ・コーデヤー改訂版、第三版、ロンドン、一九〇三年

三、ロシア語の參考資料及び文献目錄

Абуль-Гази-Бохадур-хан. Родословная туркмен, перев. А. Туманского, Асхабад, 1897. アブル・ガヂ・ボハドゥル・ハン、トゥルクメン系譜、ア・トゥマンスキー譯、アスハバド、一八九七年

Амур-Санан, А.М., Мудрешкин сын, Л., 1925. ア・ミ・アムル・サナン、ムドゥレシキン（息子）、レニングラード、一九二五年（他の版もある）。

Аристов, Н.А. Заметки об этническом составе тюркских племен и народностей, Живая Старина, 1896, вып. III. и IV. ニ・ア・アリストフ、トルコ部族及び民族の人種構成考、ジヴャ・スタリナー誌、一八九六年、第三及び四分冊

Бамбаев, Б.Б. Отчет о командировке в Монголию летом 1926 г. Материалы МОНК, вып. 4. Л., 1929. ベ・ベ・バムバエフ、一九二六年夏蒙古調査報告、蒙古及びトゥワ共和國並にブリヤート蒙古自治社會主義ソヴェト共和國研究委員會資料、第四分冊、レニングラード、一九二九年

Банзаров Дорджи. Об Ойратах и Уйгурах, Черная вера и др. статьи, изд. под редакцией Г.Н. Потанина. СПб., 1891. バンザロフ・ドルヂ、オイラート人及びウイグル人考、黑色の信仰其他の論文集、ゲ・ニ・ポタニン監修版、ペテルブルグ、一八九一年

Баранов, А. Словарь монгольских терминов (А-Н), Материалы по Маньчжурии и Монголии, вып. XI, Харбин, 1907; (О—Ө), вып. XXXVI, Харбин, 1911. ア・バラーノフ、蒙古語辭典（А乃至Н）、滿洲及び蒙古資料、第九分冊、ハルビン、一九〇七年、（О乃至Ө）、第三十六分冊、ハルビン、一九一一年

Бартольд, В.В. К вопросу о происхождении кайтаков, Этногр. обозр., кн. 84—85, 1910. ウ・ウ・バルトリド、カイタク族起原問題考、人種學評論、第八十四——八十五號、一

九一〇年

——— К вопросу об уйгурской литературе и ее влиянии на монголов, Живая Старина, кн. 70–71, г. XVIII, 1909, вып. II, III. 同氏、ウイグル文學とその蒙古人への影響問題考、ジワーヤ・スタリナー誌、第七十—七十一號、第十八卷、一九〇九年、第二、三分冊

——— Туркестан в эпоху монгольского нашествия, т. II, СПб., 1900. 同氏、蒙古入寇時代のトゥルケスタン、第二卷、ペテルブルグ、一九〇〇年

——— Образование империи Чингиз-хана, Зап. ВОРАО, т. X, 1896. 同氏、チンギス・ハン帝國の構成、ロシア考古學協會東洋部誌、第十卷、一八九六年

——— Очерк истории Семиречья. Памятная книжка Семиреченск. обл. Стат. ком., II, Верный, 1898. 同氏、セミレチイ史概說、統計委員會セミレチェンスク支部紀念パンフレット、二卷、ヴェルヌイ、一八九八年

——— Церемониал при дворе узбецких ханов в XVII в., Зап. РГО по отд. этногр., XXXIV. 同氏、十七世紀におけるウズベク諸ハン宮廷の儀式、ロシア地理學協會人種學部誌、第三十四卷

——— Улуг-бек и его время, Зап. Росс. Академии Наук, ист.-фил. отд., т. XIII, No. 5, 1918. 同氏、ウルグ・ベクとその時代、ロシア科學院歷史言語學部誌、第十三卷、第五號、一九一八年

——— Рецензия на Blochet, E. Introduction à l'histoire des Mongols, Мир Ислама, т. I, СПб., 1912. 同氏、ウ・ブロシェ著、蒙古人史序說の新刊批評、イスラム世界誌、第一卷、ペテルブルグ、一九一二年

——— История культурной жизни Туркестана, изд. Академии Наук СССР, 1927. 同氏、トゥルケスタンの文化生活史、ソヴェト聯邦科學院版、一九二七年

——— Чингиз-хан, статья в Энциклопедическом словаре Брокгауза и Эфрона. 同氏、チンギス・ハン、ブロクハウス及びエフロン百科辭典中の論文

——— Рецензия на "Чингис-хана" Б.Я. Владимирцова, журн. Восток, кн. 5, Л., 1925. 同氏、ベ・ヤ・ウラヂミルツォフ著「チンギス・ハン」の新刊批評、東洋誌、第五號、レニングラード、一九二五年

——— Рецензия на труд Д'Оссона, Histoire des Mongols.....в журн. Восток (kh. 5), изд. Всемирная литература, М.-Л., 1925. 同氏、ドーソン著、「蒙古人史」の新刊批評、東洋誌（第五號、世界文學社、モスクワ—レニングラード、一九二五年

——— И.Н. Березин как историк, ЗКВ, 1. 1925; ЗКВ, 2. 1927. 同氏、歷史家としてのベレジン、ソヴェト聯邦科學院アジア博物館所屬東洋學者團誌、一、一九二五年、同誌、二、一九二七年

——— Связь общественного быта с хозяйственным укладом у турок и монголов, Изв. Общ. археол., ист. и этногр. при Казанск. унив., т. XXXIV, вып, 3–4, 1929.

同氏、トルコ人及び蒙古人における社會生活と經濟組織との關係、カザン大學考古學歷史學人種學協會報、第三十四卷、第三—四號、一九二九年

——— К вопросу о погребальных обрядах турок и монголов, ЗВО, т. XXV, 1921. 同氏、トルコ人及び蒙古人の埋葬儀禮問題考、東洋學協會誌、第二十五卷、一九二一年

Баторский, М. Опыт военно-статистического очерка Монголии, СПб., 1884, Сб. геогр., топогр. и стат. материалов по Азии, изд. Военно-учен. ком. Главн. Штаба, вып. 37. エム・バトルスキー、蒙古の軍事統計的研究、ペテルブルグ、一八八四年、アジアの地理學風土學及び統計學資料集、參謀本部軍事教育委員會版、第三十七分冊

Беннигсен, А.П. Несколько данных о современной Монголии, СПб. 1912. ア・ペ・ベニングセン、現代蒙古關係資料、ペテルブルグ、一九一二年

Бентковский, И.В. Жилища и пища калмыков Большедэрбэтского улуса, Сб. стат. сведений о Ставропольской губ., 1868, вып. I. イ・ウ・ベントコフスキー、大デルベト・ウルスのカルムィク人の住宅と食物、スタフロポリ縣調査論文集、一八六八年、第一分冊

Березин, И.Н. Ханские ярлыки, т, I, Казань, 1850. イ・ニ・ベレジン、ハンの敕令、第一卷、カザン、一八五〇年

——— Сборник летописей. История Монголов, сочинение Рашид-Эддина. Введение: о Турецких и Монгольских племенах. Труды ВОРАО, ч. V, 1858 (перевод), 1861 (персидский текст). 同氏、年代紀彙集、蒙古人史、ラシッド・エッディン著、序論、トルコ及び蒙古諸部族について、ロシア考古學協會東洋部著作集、第五部、一八五八年（飜譯）、一八六一年（ペルシャ語原文）

——— Рашид-Эддин, История Чингиз-Хана до восшествия его на престол, Труды ВОРАО, ч. XIII. 1868. 同氏、ラシッド・エッディン、即位迄のチンギス・ハン傳、ロシア考古學協會東洋部著作集、第十三部、一八六八年

——— Рашид-Эддин, История Чингиз-Хана от восшествия его на престол до кончины, Труды ВОРАО, ч. XV, 1888. 同氏、ラシッド・エッディン、即位より崩御迄のチンギス・ハン傳、ロシア考古學協會東洋部著作集、第十五部、一八八八年

——— Очерк внутреннего устройства улуса Джучиева. Труды ВОРАО, ч. VIII, СПб., 1863. 同氏、デュチウルスの內部構成概說、ロシア考古學協會東洋部著作集、第八部、ペテルブルグ、一八六三年

Бичурин, Иакинф. Записки о Монголии, т. 1–2, СПб., 1828 (немецкий перевод C.F. von d. Borg'a, Berlin, 1832). イアキンフ・ビチュリン、蒙古誌、第一、二卷、ペテルブルグ、一八二八年（チ・エフ・フォン・デム・ボルグのドイツ語譯、ベルリン、一八三二年）

——— Описание Чжунгарии и Восточного Туркестана в древнем и нынешнем состоянии пер. с китайского, ч. 2, СПб., 1829. 同氏、チュンガリヤ及び東トゥルケスタンの古代及び現在の狀態、支那語よりの飜譯、第二部、ペテルブルグ、一八二九年

——— Историческое обозрение Ойратов или Калмыков с XV столетия до настоящего времени, СПб., 1834. То же в Журн. Мин. вн. дел. 1833, VIII, No. 5. 同氏　十五世紀より今日に至るオイラート人及びカルムィク人の史的概観、ペテルブルグ、一八三四年、内務省誌、一八三三年、第八卷、第五號所載のもの

Богданов, М.Н. Эпоха Зэгэтэ-аба, Очерки истории Бурят-Монгольского марода (под редакцией Н.Н. Козьмина). Верхнеудинск, 1926. ヱム・エヌ・ボグダーノフ、ゼゲテ・アバの時代、ブリヤート蒙古民族史概説（エヌ・エヌ・コジミン監修）、ウェルフネウヂンスク、一九二六年

——— Бурятский народ в изображении путешественников XVIII в., там же. 同氏、十八世紀に旅行家の見たるブリヤート族、同上

Боголепов, М.И. и Соболев, М.Н., проф. Очерки русско-монгольской торговли, экспедиция в Монголию 1910 г., Труды Томск. общ. изуч. Сибири, т. I, Томск, 1911. ヱム・イ・ボゴレポフ及びヱム・エヌ・ソボリョフ教授、一九一〇年ロシア蒙古貿易及び蒙古探險、トムスク西比利亞研究協會著作集、第一卷、トムスク、一九一一年

Болобан, А.П. Монголия в ее современном торгово-экономическом отношении. Отчет агента Министерства торговли и промышленности за 1912–13 гг., Пгр., 1914. ア・ペ・ボロバン蒙古現時の商業＝經濟關係、一九一二——一三年商工省調查員報告、ペトログラード、一九一四年

Буссе, Ф. Список слов бытового значения некоторых кочевых народов Восточной Сибири, СПб., 1880. ヱフ・ブッセ、東シベリア若干遊牧民族の日用語彙集、ペテルブルグ、一八八〇年

Бюлер, Ф. Кочующие и оседло живущие в Астраханской губ. инородцы, Отеч. Зап., СПб, 1846, т. XLVII, XLVIII, XLVIX. ヱフ・ビュレル、アストラハン縣の遊牧及び定着民族、祖國誌、ペテルブルグ、一八四六年、第四十七、四十八、四十九卷

Вамбоцыренов, И. Аба-хайдак, облава у хоринских бурят, Изв. Вост.-сиб. отд. РГО, 1890, т. XXI. No. 2. イ・ワムボツィレノフ、アバ・ハイダク、ホリ・ブリヤート人の卷狩、ロシア地理學協會東シベリア部報、一八九〇年、第二十一卷、第二號

Васильев, В.П. История и древности восточной части Средней Азии (Чжао-Хуи). Полное описание Монголо-татар (перевод "Мэн-да-бэй-лу"), Труды ВОРАО, ч. IV, СПб., 1857. ワ・ペ・ワシリエフ、中央アジアの古代史（趙珙）、蒙韃備錄の飜譯、ロシア考古學協會東洋部著作集、第四部、ペテルブルグ、一八五七年

Вельяминов-Зернов, В.В. Словарь джагатайско-турецкий, СПб., 1868. ワ・ワ・ワリヤミノフ-ゼルノフ、チャガタイ-トルコ語辭典、ペテルブルグ、一八六八年

——— Исследование о Касимовских царях и царевичах, Труды ВОРАО, ч. X, СПб., 1864. 同氏、カシモフ諸帝及び皇子の研究、ロシア考古學協會東洋部著作集、第十部、ペテルブルグ、一八六四年

Веселовский, Н.И. Посольство к зюнгарскому Хун-тайджи Цэван Рабтану капитана от артиллерии Ивана Унковского и путевой журнал его на 1722–1724, документы, изд. с предисл. и примеч., Зап. РГО по отд. этногр., т. X, вып. 2. СПб., 1887. ヱ・イ・ウェセロフスキー、ヂュンガリヤのフン・タイジ、ツェワン・ラブタンへの砲兵大尉イ・ウ・ウンコフスキーの派遣と一七二二年——一七二四年のその旅行記、序文及び註解附の文献、ロシア地理學協會人種學部誌、第十卷、第二分冊、ペテルブルグ、一八八七年

Владимирцов, Б. Отет о командировке к дэрбэтам Кобдоского округа, Изв. Русск. ком. для изучения Средней и Восточной Азии. No. 9, 1909. ヴェ・ウラヂミルツォフ、コブド地區デルベト族調査旅行報告、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第九號、一九〇九年

——— Поездка к кобдоским дэрбэтам, Изв. РГО, XLVI, вып. VIII–X, 1910. 同氏、コブド地區デルベト族調査旅行、ロシア地理學協會報、第四十六卷、第八——十分冊、一九一〇年

——— Отчет о командировке к баитам Кобдоского округа, Изв, Русск. ком. для изуч. Средн. и Вост. Азии. сер. 2, No. 1, СПб., 1912. 同氏、コブド地區バイト族調査旅行報告、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第二輯、第一號、ペテルブルグ、一九一二年

——— Монгольская литература, Литература Востока, изд. "Всемирная Литература", Пгр., 1920. 同氏、蒙古文學、東洋文學、「世界文學」社版、ペトログラード、一九二〇年

——— Монгольский сборник рассказов из Pañcatantra, Пгр., 1921. 同氏、パンチャタントラ（五敎書）より取りたる蒙古の物語集、ペトログラード、一九二一年

——— Чингис-хан, Петроград-Москва-Берлин, 1922. 同氏、チンギス・ハン、ペトログラード——モスクワ——ベルリン、一九二二年

——— Монголо-ойратский героический эпос, Пгр., 1923. 同氏、蒙古オイラート英雄史詩、ペトログラード、一九二三年

——— Монгольский Данджур, ДАН-В, 1926. 同氏、蒙古のダンヂュル、ソヴェト聯邦科學院報告B輯、一九二六年

——— Надписи на скалах халхаского Цокту-тайджи, ИАН, No. No. 13, и 14, 1926; No. 3–5, 1927. 同氏、ハルハのツォクト・タイジの懸崖碑銘、ソヴェト聯邦科學院報、一九二六年、第十三、十四號、一九二七年、第三——五號

——— Этнолого-лингвистические исследования в Урге, Ургинском и Кентейском районах, Северная Монголия, 2, изд. Академии Наук СССР, 1927. 同氏、北蒙古のウルガ、ウルガ及びケンテイ地方の人種學言語學的研究、二卷、ソヴェト聯邦科學院版、一九二七年

——— Монгольское nökür, ДАН-В, 1929. 同氏、蒙古のネケル考、ソヴェト聯邦科學

院報告B輯、一九二九年

——— Сравнительная грамматика монгольского письменного языка и халхаского наречия, изд. ЛВИ им. А.С. Енукидзе, No. 33, 1929. 同氏、蒙古文語とハルハ方言の比較文法、レニングラード東洋學エヌキーゼ專門學校版、第三十三號、一九二九年

——— Где пять халхаских поколений, ДАН-В, 1930. 同氏、ハルハ五種族の所在、ソヴェト聯邦科學院報告B輯、一九三〇年

Георги, И.Г. Описание всех обитающих в Российском государстве народов, etc., СПб., первое издание 1776–1778 гг.; второе издание 1729 г. イ・ゲ・ゲオルギ、ロシア國內居住の民族總覽、第一版、一七七六——一七七八年、第二版、一七九九年

Гирченко, В.П. Сборник материалов по истории Бурятии XVIII и первой половины XIX вв., вып. 1, под редакцией и с прим. В.П. Гирченко, Верхнеудинск, 1926. ウ・ペ・ギルチェンコ、十八世紀及び十九世紀前半のブリーチャ史關係資料集、ウ・ペ・ギルチェンコ監修並に註解、ウルフネウヂンスク、一九二六年

Голстунский, К.Ф. Монголо-ойратские законы 1640 г., дополнительные указы Галдан-хун-тайджия и законы, составленные для волжских калмыков при калмыцком хане Дондук-да-ши, СПб., 1880. カ・エフ・ゴルストゥンスキー、一六四〇年蒙古オイラート法典、ガルダン・フン・タイジの補充敕令、カルムィクのハンたりしドンドゥク・ダシ時代にヴォルガ河畔カルムィク人のため編纂されし法典、ペテルブルグ、一八八〇年

Гомбоев Галсан. Сказания об Убаши-хун-тайджи (текст и перевод), Труды ВОРАО, ч. VI, СПб., 1858. ガルサン・ゴムボエフ、ウバシ・フン・タイジ物語、(原文及び飜譯)、ロシア考古學協會東洋部著作集、第六部、ペテルブルグ、一八五八年

——— "Алтан-тобчи", монгольская летопись (перевод), Труды ВОРАО, ч. VI, СПб., 1858 (предисловие П. Савельева). 同氏、蒙古年代紀「アルタン・トブチ」(飜譯)、ロシア考古學協會東洋部著作集、第六部、ペテルブルグ、一八五八年(ペ・サヴェリョフの序文)

Горский, В. Начало и первые дела Маньчжурского дома; О происхождении ныне царствующей в Китае династии Цин и имени народа Маньчжу, Труды членов Российск. Духовн. Миссии в Пекине, т. I, СПб., 1852. ヴ・ゴルスキー、滿洲帝室の起原と創業、現在支那に君臨する清朝及び滿洲族てふ民族名の起原考、在北京ロシア傳道團員著作集、一卷、ペテルブルグ、一八五二年

Гродеков, И.И. Киргизы и каракиргизы Сыр-Дарьинской области, Ташкент, 1889. イ・イ・グロデコフ、スィル・ダリインスキー地方のキルギス人及びカラキルギス人、タシケント、一八八九年

Грумм-Гржимайло, Г.Е. Западная Монголия и Урянхайский край, т. I, СПб., 1914; т. II, Л., 1926; т. III, вып. 1, Л., 1926; вып. 2–4, Л., 1930. グ・イ・グルム・グルジマイロ、西蒙古及びウリャンハイ邊境、第一卷、ペテルブルグ、一九一四年、第二卷、

レニングラード、一九二六年、第三巻、第一分冊、レニングラード、一九二六年、第二—四分冊、レニングラード、一九三〇年

Гурлянд Я.И. Степное законодательство с древнейших времен по XVII столетие. Изв. Общ. археол., ист. и этногр. при Казанск. унив., т. XX, 1904. ヤ・イ・グルリャンド、古代より十七世紀に至るステプの立法、カザン大學考古學歷史學人種學協會報、第二十卷、一九〇四年

Дуброва. Я.П. Быт калмыков Ставропольской губ. до издания закона 15 марта 1892 г., Изв. Общ. археол., ист. и этногр. при Казанск. унив., т. XV, 1899. ヤ・イ・ドゥブロワ、一八九二年三月十五日法發布前のスタヴロポリ縣カルムィク人の生活狀態、カザン大學考古學歷史學人種學協會報、第十五卷、一八九九年

Жамцарано, Ц.Ж. Поездка в Южную Монголию в 1909-1910 гг., Изв. Русск. ком. для изуч. Средн. и Вост. Азии, сер. 2, No. 2, СПб., 1913. ツェ・ジェ・ジャムツァラノ、一九〇九年乃至一九一〇年の南蒙古旅行記、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第二輯、第二號、ペテルブルグ、一九一三年

——— Обозрение памятников писанного права монгольских племен, 1920. 同氏、蒙古諸部族の成文法文献概觀、一九二〇年

Жамцарано, Ц.Ж. и Турунов, А. Халха Джиром—описание памятника, Сб. трудов Гос. Иркутск. унив., вып. 6, Иркутск, 1923. ツェ・ジェ・ジャムツァラノ及びア・トゥルノフ、ハルハ・ジロム、その目錄、國立イルクーツク大學著作集、第六分冊、イルクーツク、一九二三年

Житецкий, И.А. Очерки быта Астраханских калмыков, Изв. Общ. любит. естеств., антропол. и этногр., Труды этногр. отд., т. XIII, вып. 1, М., 1893. イ・ア・ジテツキー、アストラハンのカルムィク人の生活狀態概說、自然科學人類學人種學同好者協會報、人種學部著作集、第十三卷、第一分冊、モスクワ、一八九三年

Залеман, К. Musei Asiatici Petropolitani notitiae VII. Записи произведений народной словесности монгольских племен, ИАН, 1905. カ・ザレマン、ペテルブルグ亞細亞博物館目錄、第七卷、蒙古諸部族民族文學作品目錄、ロシア科學院報、一九〇五年

Ивановский, А.А. Антропологический очерк торгоутов Тарбагатайской обл., Китайской империи, Монголы-торгоуты, Изв. Общ. любит. естеств., антропол. и этногр., т. LXXI, Труды антроп. отд., т. XIII, М., 1893. ア・ア・イワノフスキー、支那帝國タルバガタイ地方のトルゴウト族の人類學的概說、蒙古＝トルゴウト族、自然科學人類學人種學同好者協會報、第七十一卷、人類學部著作集、第十三卷、モスクワ、一八九三年

Историческая записка о китайской, границе, составленная советником Троицко-Савского п граничного правления Сычевским в 1846 г. Сообщает В.Н. Баснин. Чтения в Общ. ист. и древн. росс. при Московском унив., 1875, кн. 2, М., 1875. 一八四六年トロイツコ・サフスキー國境管理局參事官スィチェフスキー編纂の支那國境略

史、一八七五年ウェ・エス・バスニンのモスクワ大學古代ロシア史協會における講演、第二巻、モスクワ、一八七五年

Кафаров Палладий. Юань-чао-би-ши (Сокровенное сказание о поколении Монгол), перевод на русск. язык, Труды членов Росс. Духовн. Миссии в Пекине, т. IV, СПб., 1866. パラディ・カファロフ、元朝秘史、ロシア語譯、在北京ロシア傳道團員著作集、第四卷、ペテルブルグ、一八六六年

——— Путевые записки китайца Чжа-дэ-хой во время путешествия его в Монголию в первой половине XIII ст. Перевод и примечания. Зап. Сиб. отд. РГО, кн. IX–X, 1867. 同氏、張德輝著「邊堠紀行」、譯及び註解、ロシア地理學協會シベリア部誌、第九——十卷、一八六七年

——— Шэн-ву цин-чжэн-лу. — Описание личных походов священновоинственного (Чингис-хана). Перевод с предисл. и примеч. в Восточном Сборнике, I, СПб., 1877 (изд. Мин. ин. дел). 同氏、聖武親征錄、東洋論集第一卷中の譯、序文及び註解、ペテルブルグ、一八七七年（內務省版）

——— Перевод с предисловием и примечаниями Си-ю-цзи: Описание путешествия даоса Чан-Чуня на Запад. Труды членов Российск. Духовн. Миссии в Пекине, т. IV, СПб., 1866. 同氏、長春著「西遊記」の譯、序文及び註解、在北京ロシア傳道團員著作集、第四卷、ペテルブルグ、一八六六年

——— Дорожные заметки на пути по Монголии в 1847 и 1859 гг. Зап. РГО по общ. геогр., т. XXII, No. 1, СПб., 1892. 同氏、一八四七年及び一八五九年蒙古旅行見聞記、ロシア地理學協會誌、第二十二卷、第一號、ペテルブルグ、一八九二年

——— Комментарий на путешествие Марко Поло по северному Китаю, изд. РГО, XXXVIII, вып. 1, СПб., 1902. 同氏、マルコ・ポーロの北支那旅行記解說、ロシア地理學協會版、第三十八卷、第一分冊、ペテルブルグ、一九〇二年

Клеменц, Д.А. О свадебных обрядах у Забайкальских бурят, Изв. Вост.-Сиб. отд. РГО, т. XXII, No. 1, 1891. デ・アクレメンツ、ザバイカリヤのブリート人の婚姻儀禮、ロシア地理學協會東シベリア部報、第二十二卷、第一號、一八九一年

Клеменц, Д. и Хангалов, М. Общественные охоты у северных бурят, Материалы по этнографии России, т. I, 1910. デ・クレメンツ及びエム・ハンガロフ、北ブリート人の組合狩獵、ロシア人種學資料、第一卷、一九一〇年

Ковалевский, О. Монгольская хрестоматия, 1. Казань, 1836. オ・コワレフスキー、蒙古選文集、第一卷、カザン、一八三六年

Козлов, П.К. Монголия и Кам, СПб., 1905–1907. ペ・カ・カズロフ、蒙古とカム、ペテルブルグ、一九〇五——一九〇七年

——— Монголия и Амдо, М.-Л. 1923. 同氏、蒙古とアムド、モスクワ——レニングラード、一九二三年

Козьмин, Н.Н. Хозяйство и народность (производственный фактор в этнических процессах). エヌ・エヌ・コジミン、經濟と民族性（人種學的過程における生産的要素）——出版の年及び場所不明（リヂヤ・ウラヂミルツォワ記）

Костенков, К. Статистическо-хозяйственное описание Калмыцкой степи, Калмыцкие степи Астраханской губ. по исслед. Кумо-Маныч. экспед., III, СПб., 1868. カ・コステンコフ、アストラハン縣のカルムィク人ステップの統計的經濟的紹介、第三卷、ペテルブルグ、一八六八年

——— Исторические и статистические сведения о Калмыках, СПб., 1870. 同氏、カルムィク人の歷史的統計的報道、ペテルブルグ、一八七〇年

Котвич, В.Л. Калмыцкие загадки и пословицы, СПб., 1905. ウェ・エル・コトウィチ、カルムィク人の謎々と諺、ペテルブルグ、一九〇五年

——— Рец. на Baddely, Russia, Mongolia, etc., ЗКВ, I. 同氏、バッドレー著「ロシア、蒙古……」の新刊批評、ソヴェト聯邦科學院アジア博物館所屬東洋學者團誌、第一卷

——— Монгольские налписи в Эрдэни-дзу, Сб. МАЭ, V. 1917. 同氏、エルデニ・ズにおける蒙古碑文、ソヴェト聯邦考古學人種學博物館論集、第五卷、一九一七年

——— Русские архивные документы по сношению с ойратами в XVII и XVIII вв., ИРАН, 1919. 同氏、十七世紀及び十八世紀におけるオイラート人との交涉に關するロシアの文獻集、ロシア科學院報、一九一九年

——— К изданию Юань-чао-би-ши, ЗКВ, 1. 同氏、元朝祕史の出版に寄せて、ソヴェト聯邦科學院アジア博物館所屬東洋學者團誌、第一卷

——— Статья в книге Козлова., "Монголия и Амдо." 同氏、カズロフ著「蒙古及びアムド」中の論文

——— Из поучений Чингис-Хана, пер. с монгольского, журн. Восток, кн, 3.Л., 1923. 同氏、チンギス・ハンの教訓の一部、蒙古語よりの飜譯、東洋誌、第三卷、レニングラード、一九二三年

——— Рецензия на Богданова "Эпоха Зэгэтэ-аба", журн. Восток, кн. 3.Л., 1923. 同氏、ボグダノフ著「ゼゲテ・アバの時代」の新刊批評、東洋誌、第三卷、レニングラード、一九二三年

Кочнев, Д.А. Очерки юридического быта якутов., Изв. Общ. археол., ист. и этногр. при Казанск. унив., т. XV, 1899. デ・ア・コチニョフ、ヤクート人の法律生活概說、カザン大學考古學歷史學人種學協會報、第十五卷、一八九九年

Кроль, М. Брачное право монголо-бурят, Журн. Мин. юст., 1900, кн. 1. エム・クロール、蒙古ブリヤート人の婚姻法、司法省誌、一九〇〇年、第一卷

——— Брачный обряд и обычай Забайкальских бурят. Изв. Вост.-Сиб. отд. РГО. т. XXV, No. 1, 1894. 同氏、ザバイカリヤ・ブリヤート人の婚姻儀禮及び慣習、ロシア地理學協會東シベリア部報、第二十五卷、第一號、一八九四年

——— Охотничье право и звериный промысел у бурят, Изв. Вост.-Сиб. отд РГО, т. XXV. 同氏、ブリート人の狩獵法及び狩獵、ロシア地理學協會東シベリア部報、第二十五卷

——— Черты родового быта, Изв. Иркут. общ. изуч. Сибири. 1917, т. 1. 同氏、氏族生活論、イルクーツク西比利亞研究協會報、一九一七年、第一卷

——— Брачное право у бурят Селенгинского округа. Протоколы Троицкосав.-Кяхт. отд. РГО, No. 1. 1895. 同氏、セレンギンスキー地區ブリート人の婚姻法、ロシア地理學協會トロイツコサフスコ・キャフタ支部議事錄、第一卷、一八九五年

Кушелев, Ю. Монголия и монгольский вопрос, СПб., 1912. ユ・クシェレフ、蒙古及び蒙古問題、ペテルブルグ、一九一二年

Лауфер, Б. Очерк моигольской литературы, изд. ЛВИ, No. 20, 1927. ベ・ラウフェル、蒙古文學概論、レニングラード東洋學エスキー專門學校版、第二十卷、一九二七年

Леонтович, Ф.И. Калмыцкое право, ч. 1, Уложение 1822 г. (текст). Примечания: состав, источники и общий характер Уложения. Общественный быт по калмыцким уставам, Одесса, 1880. エフ・イレオントウィッチ、カルムィク法、第一部、一八二二年法典（原文）、註解、法典の構成、法源及び一般的性質、カルムィク法より見たる社會生活、オデッサ、一八八〇年

——— К истории права русских инородцев. Древний монголо-калмыцкий или ойратский устав взысканий, Одесса, 1879. 同氏、ロシア異民族の法制史考、古代蒙古カルムィク又はオイラート刑事法典、オデッサ、一八七九年

Лепехин, И. Дневные записки путешествия.....по разным провинциям Российского Государства 1768–1769 гг., ч. I, СПб., 1771; изд. 2-е, СПб., 1785; после изданы Академией Наук в "Полном Собрании ученых путешествий по России", СПб., 1818–1825. Немецкий перевод появился в 1774—1777 гг.; французский в извлечениях в книге Frey de Landres. Histoire des découvertes faites par divers savants voyageurs dans plusieurs contrées de la Russie.....Berne et la Haye, 1779–1787. イ・レペヒン、一七六八年乃至一七六九年のロシア帝國各地方.....旅行日記、第一部、ペテルブルグ、一七七一年、第二版、ペテルブルグ、一七八五年、その後、科學院出版の「ロシア學術旅行記全集」に收められる、ペテルブルグ、一八一八——一八二五年、ドイツ語譯は一七七四——一七七七年に現れ、フランス語譯は、フレ・ド・ランドル著「ロシア各地方における學術旅行家の發見史」ペルヌ及びベーグ、一七七九——一七八七年中に要約して收められてゐる

Липовцов, С. Уложение Китайской Палаты внешних спошений, т. 2, СПб., 1828. エス・リポフツフ、理藩院則例、第二卷、ペテルブルグ、一八二八年

——— Китайская история поколения Дай-Минских императоров. 同氏、大明諸帝歷代史（出版の年及び場所不明——ツヂャ・ウラヂミルツォワ記）

Майский, И. Современная Монголия, Иркутск, 1921. イ・マイスキー、現代の蒙古、イルクーツク、一九二一年

Мелиоранский, П.М. О Кудатку Билике Чингиз-хана, Зап. ВОРАО, т. XIII. ペ・メリオランスキー、チンギス・ハンの格言考、ロシア考古學協會東洋部誌、第十三卷

——— Араб-филолог о турецком языке, СПб., 1900. 同氏、アラビア言語學者のトルコ語考、ペテルブルグ、一九〇〇年

Миллер, Г.Ф. Описание Сибирского царства и всех происшедших в нем от начала, а особенно от покорения его Российской державой по сии времена, СПб, 1750. ゲ・エフ・ミルレル、最初、殊にロシア帝國の征略より今日に至るシベリヤ諸王國及び諸事件、ペテルブルグ、一七五〇年

——— Сибирская история, Ежемесячные сочинения к пользе и увеселению служащие, изд. Академии Наук, т. XVIII—XIX, 1755–1764 (по немецки; Sammlung Russischer Geschichte, III). 同氏、シベリヤ史、使用人修養娯樂月刊、科學院版、第十八——十九卷、一七五五——一七六四年（ドイツ語、ロシア史叢書、第三卷）

Минаев, И.П. Путешествие Марко Поло, перевод старо-французского текста, изд. РГО, под ред. В.В. Бартольда, Зап. РГО по отд. этногр., т. XXVI, СПб., 1902. イ・ペ・ミナーエフ、マルコ・ポーロ旅行記、古代フランス語原文よりの飜譯、ウ・ウ・バルトリド監修、ロシア地理學協會人種學部誌、第二十六卷、ペテルブルグ、一九〇二年

Михайлов, В. Заметка по поводу выражения "Зэгэтэ-аба", Живая Старина, 1913, т. XXII, вып. 2. ウ・ミハイロフ、「ゼゲテ・アバ」なる表現に關する評論、ジワーヤ・スタリナー誌、一九一三年、第二十二卷、第二號

Молчанов, И.А. Материалы к вопросу о древнем оледенении С.-В. Монголии, Изв. РГО, т. LIV, вып. 1, 1919. イ・アモルチャノフ、北東蒙古の古代における氷結問題資料集、ロシア地理學協會報、第六十五卷、第一號、一九一九年

Московская торговая экспедиция в Монголию, М., 1912. モスクワ蒙古貿易遠征記、モスクワ、一九一二年

Мэн-гу-ю-му-цзи. Записки о монгольских кочевьях, перевод с кит. П.С. Попова, СПб., 1895. ペ・エス・ポポフ譯、蒙古遊牧記（原文、支那語）、ペテルブルグ、一八九五年

Мэн-да-бэй-лу. Полное описание Монголо-татар, перевод В. П. Васильева, Труды ВОРАО, ч. IV, СПб., 1857. ウ・ペ・ワシリエフ譯、蒙韃備錄、ロシア考古學協會東洋部著作集、第四部、ペテルブルグ、一八五七年

Небольсин, П. Очерки быта Калмыков Хошоутовского улуса, СПб., 1852. ペ・ネボリシン、ホショウト・ウルスのカルムィク人の生活狀態、ペテルブルグ、一八五二年

Нефедьев, Н. Подробные сведения о волжских калмыках, еобранные на месте, СПб., 1834. エヌ・ネフェヂエフ、ウォルガ河畔カルムィク人の現地にて蒐集したる詳細なる報道、ペテルブルグ、一八三四年

Образцы народной словесности ионгольских племен, Т. II, эпические произведения эхритбулгатов, Гэсэр-Богдо, эпопея, вып. I, собрал Ц.Ж. Жамцарано. Л., 1930, изд. Академии Наук. 蒙古諸部族の民衆文學の典型、第二卷、エクリト・ブルガト族の敍事詩集、敍事詩、ゲセル・ボグド、第一分冊、ツェ・ジャムツァラノの蒐集にかゝる、レニングラード、一九三〇年、科學院版

Ордосец, Национально-освободительное движение во внутренней Монголии, журн. Революционный Восток, No. 2, 1927. オルドセツ、内蒙古における國民解放運動、革命の東洋誌、第二號、一九二七年

Очиров, Н. Поездка к Астраханским калмыкам, Изв. Русск. ком. для изуч. Средн. и Вост. Азии, No. 10, 1910. エヌ・オチロフ、アストラハンのカルムィク人地方旅行記、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第十號、一九一〇年

——— Поездка в Александровский и Багацохуровский улусы, Изв. Русск. ком. для изуч. Средн. и Вост. Азии, сер. 2, No. 2. 同氏、アレクサンドロフスキー及びバガツォフスキー兩ウルス旅行記、中央及び東アジア研究ロシア委員會報、第二輯、第二號

——— Астраханские калмыки и их современное экономическое состояние, описание калмыцкой степи, Пгр., 1915 (изд. 2-е, Астрахань, 1925). 同氏、アストラハンのカルムィク人及びその今日における經濟狀態、カルムィク人のステップ記、ペトログラード、一九一五年（第二版、アストラハン、一九二五年）

Павлов-Сильванский, Н. Феодальные отношения в удельной Руси, СПб., 1901. エヌ・パヴロフ－シリワンスキー、ルシ侯國の封建諸關係、ペテルブルグ、一九〇一年

——— Феодализм в Древней Руси, изд. 2-е, М.-Л., 1923. 同氏、古代ルシにおける封建制、第二版、モスクワ－レニングラード、一九二三年

Паллас, П.С. Путешествие по разным провинциям Российской Империи, СПб., 1773–1788; изд. 2-е, СПб., 1809, французкий пер. 1793 г. (Paris). ペ・エス・パラス、ロシア帝國各地方旅行記、ペテルブルグ、一七七三——一七八八年、第二版、ペテルブルグ、一八〇九年、フランス語譯、一七九三年（パリ）

——— Собрание исторических известий о монгольских народах, СПбургск. Вестн., ч. I, No. No. 1, 2, 3, 4, 5. 同氏、蒙古諸民族關係史料集（集史）、ペテルブルグ通報、第一部、第一、二、三、四、五號

——— О разделении народов мунгальского поколения, Месячник истории и географии на 1797 г. 同氏、ムンガル種族の區分考、歷史地理月報、一七九七年

Пальмов, Н.Н. Очерк истории Калмыцкого народа за время его пребывания в пределах России. Астрахань, 1922. エヌ・エヌ・パリモフ、ロシア國境を越えて以來のカルムィク人史概說、アストラハン、一九二二年

——— Этюды по истории приволжских калмыков, ч. 1. XVII и XVIII вв. 1926;

ч. 2. XVIII в., 1927; ч. 3 и 4. 1929, Астрахань. 同氏、ウォルガ河畔カルムィク人史稿、第一部、十七世紀及び十八世紀、一九二六年、第二部、十八世紀、一九二七年、第三、四部、一九二九年アストラハン

Патканов, К.П. История монголов по армянским источникам, вып, I..... извлечения из трудов Вардана, Стефана Орбелиани и конетабля Сембата, СПб., 1873. カ・ペ・パトカノフ、アルメニアの資料による蒙古人史、第一分冊、ワルダン、ステファン・オルベリアニ及びセンバトの著書の抜萃、ペテルブルグ、一八七三年

——— Выш. II, ...извлечения из истории Киракоса, СПб., 1874. 同氏、第二分冊、キラコスの歴史の抜萃、ペテルブルグ、一八七四年

——— История монголов инока Магакии, СПб., 1871. 同氏、修道僧マガキヤの蒙古人史、ペテルブルグ、一八七一年

Патканов, С.К. Статистические данные, показывающие племенной состав населения Сибири, язык и роды инородцев (на основании данных специальной разработки материала переписи 1897 г.), т. III, СПб., 1912, Зап. РГО по отд. статистики, т. XI. вып. 3. エス・カ・パトカノフ、シベリヤ住民の部族構成、異民族の言語種族關係統計材料（一八九七年國勢調査による資料の特殊研究の材料に基くもの）、第三卷、ペテルブルグ、一九一二年、ロシア地理學協會統計部誌、第九卷、第三分冊

Пекарский, Э.К. Словарь якутского языка, СПб., вып. I, 1907.....вып. VI. 1923. エ・カ・ペカルスキー、ヤクート語辭典、ペテルブルグ、第一分冊、一九〇七年.....第六分冊、一九二三年

Петри, Б.Э. Элементы родовой связи у северных бурят, Сибирская Живая Старина, Иркутск, 1924. вып. II. ベ・エ・ペトリ、北ブリヤート人における氏族關係の要素、シビルスカヤ、ジワーヤ・スタリナー誌、イルクーツク、一九二四年、第二分冊

——— Территориальное родство у северных бурят, Изв. Биол.-геогр. н.-и. инст. при Гос. Иркутском унив., 1924, т. I, вып. 2. 同氏、北ブリヤート人における地域的親族關係、國立イルクーツク大學生物學地理學博物學部報、一九二四年、第一卷、第二分冊

——— Внутри-родовые отношения у северных бурят, Изв. Биол.-геогр. н.-и. инст. при Гос. Иркутском унив., 1925, т. II, вып. 3. 同氏、北ブリヤート人における氏族の內部關係、國立イルクーツク大學生物學地理學博物學部報、一九二五年、第二卷、第三分冊

Плано Карпини, История Монголов, пер. А.И. Малеина, СПб., 1911. プラノ・カルピニ、蒙古人史、ア・イ・マレイン譯、ペテルブルグ、一九一一年

Позднеев, А.М. Образцы народной литературы монгольских племен, вып. I. Народные песни монголов, СПб., 1880. ア・エム・ポズドネエフ、蒙古諸部族の國民文學の典型、第一分冊、蒙古人の民謠、ペテルブルグ、一八八〇年

——— О древнем китайско-монгольском памятнике Юань-чао-ми-ши, СПб., 1882; то

же в Изв. РАО, т. X, вып. 3-4. 同氏、古代支那蒙古文献、元朝秘史考、ペテルブルグ、一八八二年、同じく、ロシア地理學協會報、第十卷、第三、四號

——— Монголвская летопись "Эрдэнийн эрихэ", подлинный текст с переводом и пояснениями, заключающими в себе материалы для истории Халхи с 1636 по 1736 г., СПб., 1883, с предисловием. 同氏、蒙古年代紀、「エルデニイン エリヘ」一六三六年乃至一七三六年のハルハ史關係資料を含む、飜譯註解附の原文、ペテルブルグ、一八八三年、序文附

——— Очерки быта буддийских монастырей и буддийского духовенства в Монголии в связи с отношениями сего последнего к народу, Записки РГО по отд. этногр., т. XVI, СПб., 1887. 同氏、蒙古における佛教寺院及び僧の生活、僧侶と民衆との關係概說、ロシア地理學協會人種學部誌、第十六卷、ペテルブルグ、一八八七年

——— Монгольская хрестоматия, СПб., 1900. 同氏、蒙古選文集、ペテルブルグ、一九〇〇年

——— Калмыцкая хрестоматия, СПб., изд. 1-е, 1892; изд. 2-е. 1907; изд. 3-е, 1915. 同氏、カルムイク選文集、ペテルブルグ、第一版、一八九二年、第二版、一九〇七年、第三版、一九一五年

——— Письмо к барону Ф.Р. Остен-Сакену с замечаниями на Дневник о. Палладия по Монголии, веденный в 1847 г., Зап. РГО по общ. геогр., т. XXII, No. 1,

СПб., 1892. 同氏、バラディの一八四七年の蒙古日記の註解を含むェ・ェル・オスチン・サケン男爵への書簡、ロシア地理學協會人種學部誌、第二十二卷、第一號所載、ペテルブルグ、一八九二年

——— Новооткрытый памятник монгольской письменности времен династии Мин, Восточные Заметки, 1895. 同氏、新たに發見せられたる明朝時代の蒙古文献、東洋評論誌、一八九五年

——— Монголия и Монголы, т. I, СПб., 1896; т. II, СПб., 1898. 同氏、蒙古及び蒙古人、第一卷、ペテルブルグ、一八九六年、第二卷、ペテルブルグ、一八九八年

——— История монгольской литературы, литограф. издание лекций, читанных в 1897-1898 гг. 同氏、蒙古文學史、石版刷、一八九七—一八九八年の講演

——— Транскрипция палеографического текста Юань-чао-ми-ши, выпущено 112 стр. литографическим способом. 同氏、元朝秘史原本の轉寫、百十二頁、石版刷のもの

Позднеев, Д.М. К вопросу о пособиях при изучении истории монгол в период Минской династии, Зап. ВОРАО, IX. デ・エム・ポズドネエフ、明朝時代の蒙古人史研究參考書問題に寄せて、ロシア考古學協會東洋部誌、第九卷

Покотилов, Л. История Восточных Монголов в период династии Мин 13 8-1634, по китайским источникам, СПб., 1893. デ・ポコチロフ、支那文献による明朝時代（一三六八—一六三四年）の東蒙古人史、ペテルブルグ、一八九三年

Покровский, Ф.П. Путешествие в Монголию и Китай Сибирского казака Ивана Петлина в 1618 году. (Мнимое путешествие атаманов Ивана Петрова и Бурнаш-Ялычева в 1567 г.) Изв. Отд, рус. яз. и словесности Академии Наук, 1913, т. XVIII, кн. 4, СПб., 1914. ェフ・イ・ポクロフスキー、一六一八年シベリヤのカザック、イワン・ペトリンの蒙古及び支那旅行記、（一五六七年のアタマン・イワン・ペトロフ及びブルナシ・ヤルイチェフの虚僞の旅行記）科學院ロシア語及びロシア文學部報、一九一三年、第十八卷、第四號、ペテルブルグ、一九一四年

Поппе, Н.Н. Отчет о поездке на Орхон летом 1926 г. Материалы Комиссии по исследованию Монгольской и Тувинской народных республик и Буряг-Монгольской АССР, вып. IV. Л, 1929. ェヌ・ェヌ・ポッペ、一九二六年夏オルホン地方調査報告、蒙古並にトゥワ人民共和國及びブリヤート蒙古自治ソヴェト社會主義共和國研究委員會資料、第四卷、レニングラード、一九二九年

——— Дагурское наречие, Материалы МОНК вып. 6, 1930. 同氏、ダグル方言、蒙古並にトゥワ人民共和國及びブリヤート蒙古自治ソヴェト社會主義共和國研究委員會資料、第六卷、一九三〇年

Потанин, Г.Н. Очерки Северо-Западной Монголии, СПб., 1881–1883 гг. グ・ェヌ・ポタニン、北西蒙古概說、ペテルブルグ、一八八一——一八八三年

——— Тангутско-Тибетская окрайна Китая, СПб., 1893. 同氏、支那のタングート西藏邊境、ペテルブルグ、一八九三年

——— Поминки по Чингис-хане, Изв. РГО, XXI. 同氏、チンギス・ハンの追善、ロシア地理學協會報、第二十一卷

Радлов, В.В. К вопросу об уйгурах, СПб., 1893. ウ・ウ・ラドロフ、ウイグル人問題に寄せて、ペテルブルグ、一八九三年

Разумов и Сосновский. Значение рода у инородцев Забайкальской области (Мат. Кулонзинской ком.), Мат. по иссл. землевладения и землепользования в Забайкальской обл., СПб., 1898, вып. 6. ラズーモフ及びソスノフスキー、ザバイカリヤ地方の異民族における氏族の意義（クロムジン委員會資料）、ザバイカリヤ地方の土地所有及び土地利用研究資料、ペテルブルグ、一八九八年、第六卷

Рамстедт, Г.И. О былинах монгольских, Труды Троицкосав.-Кяхт. отд. Приамурского отд. РГО., т. III, вып. 2-3, 1902. グ・イ・ラムステット、蒙古傳說詩考、ロシア地理學協會トロイツコサフスコ・キャフタ部及び沿黑龍江部著作集、第三卷、第二——三分冊、一九〇二年

Рубрук. Путешествие в восточные страны, перевод А.И. Малеина, СПб., 1911. ルブルク、東邦紀行、ア・イ・マレイン譯、ペテルブルグ、一九一一年

Руднев, А.Д. Заметки по монгольской литературе, II, "Историческая летопись Болор-toli", Зап. ВОРАО, XV, СПб., 1903. ア・デ・ルードニェフ、蒙古文學概論、第二卷、

「年代記」ボロトリ」ロシア考古學協會東洋部誌、第十五卷、ペテルブルグ、一九〇三年

Рычков, П.И. Топография Оренбургская, т. е. обстоятельное описание Оренбургской губ. СПб. 1762, а также в Сочинениях и переводах к пользе и увеселению служащих, СПб., 1762. ペ・イ・ルイチコフ、オレンブルグ風土記、ペテルブルグ、一七六二年、又、使用人修養娯樂著作飜譯集中所載、ペテルブルグ、一七六二年

Рязановский, В.А. Обычное право монгольских племен (монголов, бурят, калмыков), ч. I-III (отдельный оттиск из No. No. 51, 52. Вестника Азии), Харбин, 1924. ウ・ア・リャザノフスキー、蒙古諸部族(蒙古人、ブリヤート人、カルムイク人)の慣習法、第一—三部(アジア通報誌、第五十一、五十二號よりの分刷)、ハルビン、一九二四年

——— Монгольское право и сравнительное правоведение, Изв. Юридического факультета в Харбине, т. VII, Харбин, 1929. 同氏、蒙古法及び比較法學、ハルビン法科大學報、第七卷、ハルビン、一九二九年

——— Монгольское право (преимущественно обычное), ист. очерк, Харбин, 1931. 同氏、蒙古法(主として慣習法)その歷史的概說、ハルビン、一九三一年

——— К вопросу о влиянии монгольской культуры и монгольского права на русскую культуру и право, Изв. Юридического факультета в Харбине, т. IX, Харбин, 1931. 同氏、蒙古文化及び蒙古法のロシア文化及びロシア法への影響問題に寄せて、ハルビン法科大學報、第九卷、ハルビン、一九三一年

Самоквасов, Д.Я. Сборник обычного права сибирских инородцев, Варшава, 1876. デ・ヤ・サモクワソフ、シベリヤ異民族慣習法集、ワルソー、一八七六年

——— Свод степных законов кочевых инородцев Восточной Сибири, СПб., 1841. 同氏、東シベリヤ遊牧異民族スタツ法典、ペテルブルグ、一八四一年

——— Пояснительные примечания к своду степных законов, СПб., 1841. 同氏、スタツ法典註解、ペテルブルグ、一八四一年

Самойлович, А.Н. Несколько поправок к ярлыку Тимур-Кутлуга. ИРАН, 1918. ア・ニ・サモイロウィッチ、チムール・クトルグの敕令に對する若干の修補、ロシア科學院誌、一九一八年

Санжеев, Г.Д. Дархаты, этнограф, отчет о поездке.....в 1927, Мат. ком, АН СССР по иссл. Монгольской.....респ., No. 10. Л., 1930. ゲ・デ・サンジェフ、ダルハト族、一九二七年の.....調査旅行に關する人種學的報告、ソヴェト聯邦科學院蒙古.....共和國研究委員會資料、第十號、レニングラード、一九三〇年

——— Манжуро-монгольские языковые параллели, ИАН, 1930. 同氏、滿洲語及び蒙古語の比較、ソヴェト聯邦科學院報、一九三〇年

Страхов, Н.И. Нынешнее состояние калмыцкого народа с присовокуплением калмыцких законов, СПб., 1810. ニ・イ・ストラホフ、カルムイク人の現狀、附錄、カル

ムイック諸法、ペテルブルグ、一八一〇年

Талько-Гринцевич, Ю.Д. Материалы к антропологии и этнографии Центральной Азии, вып. I, Зап. Академии Наук СССР по Отд. физ.-мат. наук, т. XXXVII, No. 2, Л., 1926. ユ・デ・タリコーグリンツェウィチ、中央アジア人類學資料、第一卷、ソヴェト聯邦科學院物理數學部誌、第三十七卷、第二號、レニングラード、一九二六年

Тизенгаузен, В.Г. al-'Omari, перевод, Сборник материалов, относящихся к истории Золотой Орды, СПб., 1884. I. ウェ・グ・ティゼンガウゼン、アル・オマリ、飜譯、金帳汗國關係資料集、ペテルブルグ、一八八四年、第一卷

Тимковский, Е. Путешествие в Китай через Монголию в 1820 и 1821 гг., СПб., 1824. Перевод на французский яз. с замечаниями Klaproth'a (Paris, 1827); на английский-того же ориенталиста (London, 1827). イ・チムコフスキー、一八二〇年及び一八二一年の蒙古を經ての支那旅行記、ペテルブルグ、一八二四年、フランス語譯及び註解はクラプロート（パリ、一八二七年）同じく英譯、同氏（ロンドン、一八二七年）

Титов, Е.Н. Тунгусско-русский словарь, Иркутск, 1926. イ・エヌ・チトフ、ツングース－ロシア語辭典、イルクーツク、一九二六年

Турунов, А. Прошлое Бурят-Монгольской народности, Иркутск, 1922. ア・トゥルノフ、ブリヤート蒙古人の過去、イルクーツク、一九二二年

Усов, М.А. Орография и геология Кентейского хребта в Монголии, Изв. Геол. ком., 1915, т. 34. No. 8. エム・ア・ウソフ、蒙古ケンテイ山脈の山嶽誌及び地質學、地質委員會報、一九一五年、第三十四卷、第八號

Успенский, В.М. Страна Кукэ-нор или Цин-хай, с прибавлением краткой истории ойратов и монголов, Зап. РГО по отд. этногр., VI, 1880. ウ・エム・ウスペンスキー、クク・ノール又は青海、オイラート人及び蒙古人小史附、ロシア地理學協會人種學部誌、第六卷、一八八〇年

Фишер, И.Е. Сибирская история с самого открытия Сибири до завоевания сей земли российским оружием, сочиненная на немецком языке, СПб., 1774. イ・イ・フィシェル、シベリヤ發見よりロシア軍征服に至るシベリヤ史、ドイツ語による著、ペテルブルグ、一七七四年

Хангалов, М.Н. "Зэгэтэ-аба." Облава на зверей у древних бурят, Изв. Вост.-Сиб. отд. РГО. 1888, т. XIX, No. 3. エム・エヌ・ハンガロフ、「ゼゲテ・アバ」、古代ブリヤート人の狩、ロシア地理學協會東シベリヤ部報、一八八八年、第十九卷、第三號

——— Юридические обычаи у бурят, Этногр. обозр., 1894, No. 2. 同氏、ブリヤート人の法慣習、人種學評論誌、一八九四年、第二號

——— Свадебные обряды и обычаи у бурят Унгинского ведомства, Этногр. обозр., 1898, No. 1. 同氏、ウンギンスキー管區ブリヤート人の婚姻儀禮及び慣習、人種學評論誌、一八九八年、第一號

Ханыков, Н. Описание Бухарского ханства. СПб., 1843. エヌ・ハヌィコフ、ブハラ汗國、ペテルブルグ、一八四三年

Штернберг, Л.Я. Теория родового быта в Энцикл. словаре Брокгауза и Эфрона. エル・ヤ・シュテルンベルグ、氏族制度論、ブロックハウス及びエフロン百科辭典所載

Шапов, А. Бурятская улусная родовая община, Изв. Сиб. отд. РГО, 1874. т. V. вып. 3-4. ア・シ・チャポフ、ブリャート人のウルス氏族共同體、ロシア地理學協會シベリヤ部報、一八七四年、第五卷、第三——四號

—— Сельская оседло-инородческая и русско-крестьянская община в Кудинско-Ленском крае, Изв. Спб. отд. РГО, 1875. т. VI, No. 3. 同氏、クヂンスコ・レンスキー地方における農業定着異民族及びロシア農民の共同體、ロシア地理學協會シベリヤ部報、一八七五年、第六卷、第三號

—— Эгоистические инстинкты в Ленской народной бурятской общине, Сб. ист. сведений о Сибири, т. II, СПб., 1877. 同氏、レンスキー地方ブリャート共同體における利己本能、シベリヤ史料集、第二卷、一八七七年

Энгельс, Ф. Происхождение семьи, частной собственности и государства, СПб., 1894. エフ・エンゲルス、家族、私有財產、國家の起原、ペテルブルグ、一八九四年

昭和十二年九月十五日印刷
昭和十二年九月十九日發行

不許複製

蒙古社會制度史

日本國際協會叢書 第百八十八輯

編輯兼發行人　赤松祐之　東京市目黒區中目黒三ノ九九〇

印刷人　中川二郎　東京市芝區南佐久間町一ノ七

印刷所　研文社　東京市芝區南佐久間町一ノ七

定價壹圓八拾錢　送料十八錢

發行所　東京市麹町區丸の内二ノ十二
社團法人　日本國際協會
振替東京五五一八三番
電話丸の内四六六四番

2A-28

日本國際協會發行圖書目錄

赤松祐之著	昭和十一年の國際情勢	四六判 七九四頁	價二・八〇 送〇・一四
ラルフ・タウンセンド著 大江專一譯	米國極東政策の眞相	四六判 三一〇頁	一・五〇 〇・一五
外務省調査部編	獨逸經濟政策の根本問題	菊判 一六二頁	一・〇〇 〇・一二
外務省東亞局監輯	支那各省經濟事情		
	【上卷】河北・山西・陝西・甘肅・察哈爾・綏遠・廣西	菊判 二三二頁	一・〇〇 〇・〇九
	【中卷】湖北・湖南・河南・四川・雲南・貴州・廣東・新疆	菊判 四四四頁	二・〇〇 〇・一五
	【下卷】江西・福建・山東・浙江・安徽・江蘇	菊判 三七六頁	一・八〇 〇・一二
英修道著	滿洲國と門戸開放問題	菊判 一五〇頁	一・五〇 〇・一五
ブロンソンレー著 田村幸策譯	滿洲國出現の合理性	菊判 三五〇頁	二・〇〇 〇・二一
外務省調査部監修	蘭領印度民族史	菊判 二〇六頁	一・〇〇 〇・〇九